

議案第11号

第2次豊橋市教育振興基本計画（案）について

令和3年3月30日

豊橋市教育委員会

教育長 山西 正 泰

別添資料をご覧ください

第2次豊橋市教育振興基本計画（案）について

令和3年3月30日

教育委員会 教育政策課

あいさつ

元号が変わるとほぼ同時に広がり始めた新型コロナウイルスが、パンデミックを引き起こしました。今まで当たり前と思っていた生活が一変し、マスクの常時着用、三密の回避といった日常になりました。

学校現場でも、授業や部活動などに制約がかかり、子どもたちの学びの環境も変わりました。しかし、教育は国家 100 年の大計です。新たな元号「令和」に込められた「人々が美しく心を寄せ合う中で文化が生まれ育つ」という願いを失うことなく、未来を見据えて、子どもたちに美しい心を育まなくてはなりません。

豊橋市は、水と緑の織りなす豊かな自然に囲まれた人口約 38 万人の中核市です。伝統に育まれた人情味あふれる三河人氣質の残る風土もあります。こうした魅力ある豊橋市で育つ子どもたちに、充実した学びを提供する必要があります。

そこで、「教育は生きる力を磨き深めることでなければならない」という教育理念のもと、子ども一人ひとりを大切にする教育を推進しています。そして、子どもだけでなく、すべての市民の、生涯にわたって学びたいという気持ちを大切に、充実した学びとなるような教育環境を構築していきたいと思っています。

さて、時代が急速に変化する中、文部科学省による GIGA スクール構想で、子どもたち 1 人 1 台のタブレット端末を活用した新たな学びが始まります。個の理解に応じた学習、学校と家庭をオンラインで結んで行う学習、学校間のオンライン交流など、ICT を活用することで、学びの方法も広がります。

子どもにとって新たな学びではありますが、AI に支配される教育ではいけないと考えます。端末は、あくまでも学びの一つのツールとして捉え、不易と流行をバランスよく織り交ぜながら、時代に応じた教育を進めなければなりません。

この度、平成 23 年度から進めてきました教育振興基本計画を大きく見直し、第 6 次豊橋市総合計画に合わせて第 2 次豊橋市教育振興基本計画を策定いたしました。これは、この先 10 年を見据えた教育の「道しるべ」であり、本基本計画に基づいて、豊橋の教育を進めていきます。

本基本計画策定にあたり、ご意見をいただきました第 2 次豊橋市教育振興基本計画有識者会議の皆様をはじめ、関係各位に心より感謝を申し上げますとともに、市民の皆様の一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。

令和 3 年 3 月

豊橋市教育委員会教育長
山西 正泰

— 目 次 —

| | | |
|-------------|------------------------------------|----|
| I | 教育行政の一般方針について | 5 |
| II | 第2次豊橋市教育振興基本計画について | 6 |
| | 1 策定にあたって | 6 |
| | (1) 策定の趣旨 | 6 |
| | (2) 計画の位置づけ | 7 |
| | (3) 計画の期間と構成 | 7 |
| | 2 教育を取り巻く状況 | 8 |
| | (1) 社会潮流と課題認識 | 8 |
| | (2) 豊橋市教育振興基本計画改訂版の成果と課題 | 14 |
| | 3 政策の体系 | 18 |
| | 4 取り組みの柱 | 20 |
| | 5 推進にあたって | 76 |
| 附属資料 | | |
| | 1 第2次豊橋市教育振興基本計画策定会議 | 78 |
| | (1) 設置要綱 | 78 |
| | (2) 委員名簿 | 80 |
| | 2 策定経過 | 81 |
| | 3 用語説明 | 82 |

I 教育行政の一般方針について

時代を超えて変わらない「不易」のものは堅持しつつ、時代の流れに伴い必要となる「流行」のものはバランスよく取り入れながら、よりよい教育を推進するため、本市では、教育行政を推進する上で中心となる「理念」と「めざす人物像」を掲げ、「教育行政の一般方針」として定めます。

■理念

教育は、「生きる力」を磨き、深めること

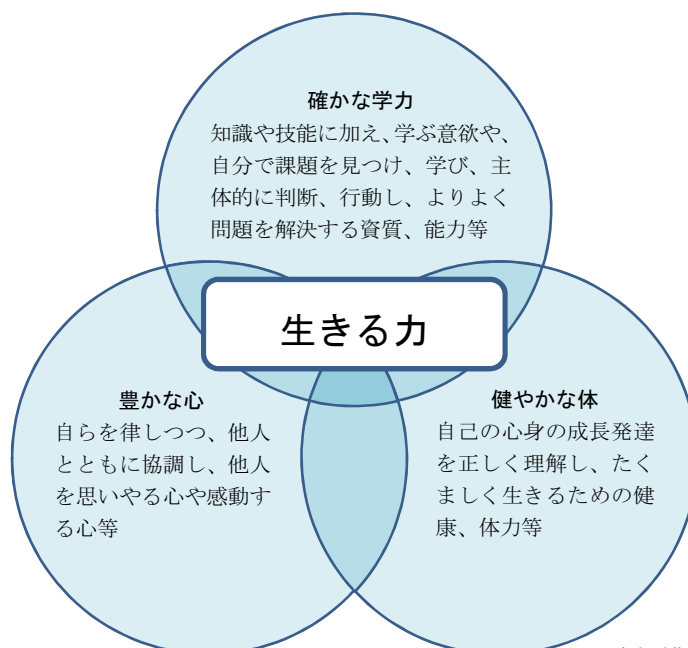
変化の激しい時代を生きるためには、確かな学力・豊かな心・健やかな体の調和のとれた「生きる力」を生涯にわたり磨き、人間性を深め、そして、豊かな人生を送ることが大切であるという考えから、この理念を定めます。

こうした理念に基づき、めざす人物像を次のとおりとします。

■めざす人物像

共生の意識を高め、自らの道を自分らしく歩む人

相手を思いやる共生の心を大切にしながら、自己を確立し、夢や目標に向かって学び、考え、自らの道を自分らしく歩むことができる人の育成をめざします。



資料/豊橋市【「生きる力」を構成する3要素】

Ⅱ 第2次豊橋市教育振興基本計画について

1 策定にあたって

(1) 策定の趣旨

教育基本法では、地方公共団体はその地域の実情に応じて、教育の振興のための施策に関する基本的な計画である教育振興基本計画を定めることを努力義務として規定しています。

本市では、平成23年3月に令和2年度までの10年間を計画期間とした「豊橋市教育振興基本計画」を策定しました。

計画策定から5年後となる平成28年3月には中間見直しを行い、前期計画期間における成果と課題のほか、学習指導要領の改訂や首長との協働連携体制強化を図る教育委員会制度改革などの社会変化を踏まえて「豊橋市教育振興基本計画改訂版」を策定し、教育行政を推進してきました。

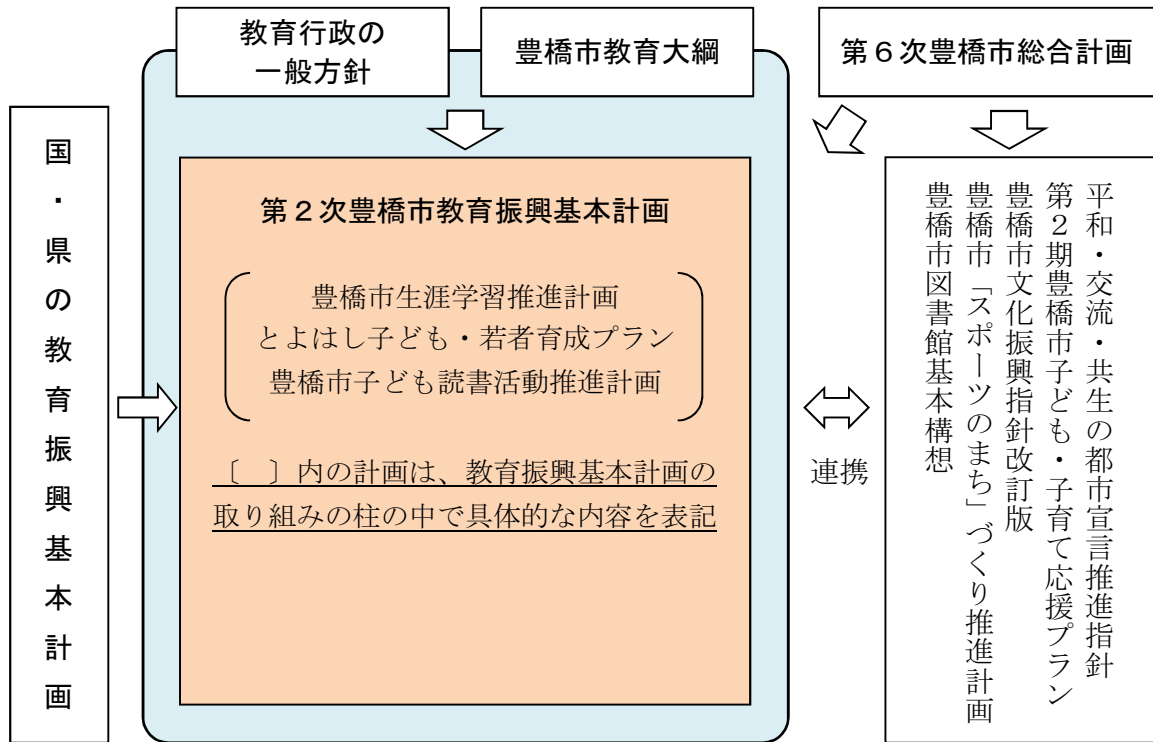
しかしながらその後も、人生100年時代の到来や、超スマート社会（Society5.0）の実現に向けてAIやビッグデータの活用などの技術革新が急速に進むなど、社会構造は大きく変化しており、これまでと同様の教育を続けていくだけでは通用しない大きな過渡期に差し掛かっています。

国は、「教育振興基本計画」を平成30年に閣議決定し、自立、協働、創造の3つの方向性を実現するための生涯学習社会の構築を目指すという理念を掲げ、教育行政を進めており、また、愛知県は、平成28年2月に「あいちの教育ビジョン2020 - 第三次愛知県教育振興基本計画 - 」を策定し、知育、徳育、体育、教育環境づくりなどの面から基本的な取り組みの方向を示していますが、本市においても国・県の考え方を踏まえ、対応していく必要があります。

そこで、社会の変化を見据えるとともに、「豊橋市教育振興基本計画改訂版」を検証し、より効果的で効率的な教育行政を進めるため、今後10年間を計画期間とする「第2次豊橋市教育振興基本計画」を策定します。

(2) 計画の位置づけ

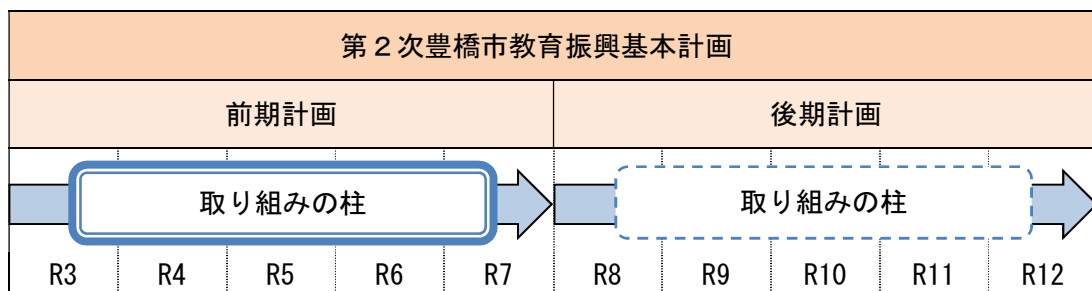
本計画は、第6次豊橋市総合計画との整合性を図るため、総合計画の「基本政策」及び「取り組みの基本方針」に基づき、具体的な取り組みや目標指標などを記載した「アクションプラン」として策定します。



(3) 計画の期間と構成

本計画の期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間とします。

本計画では、「取り組みの柱」で具体的な取り組みの方向性を示し、「取り組みの柱」については、5年間で見直しを行います。



2 教育を取り巻く状況

(1) 社会潮流と課題認識

① 児童生徒数の減少

本市の小・中学校の児童生徒数は1983年の49,288人をピークに、2020年には約18,000人減少し、31,066人となりました。また、現在の出生数から見た将来の児童生徒数は、2024年に30,000人を割り込むことが見込まれており、未婚化や晩婚化による出生数の低迷などから、今後も児童生徒数は減少傾向が続くと考えられます。

また、小・中学校の学級数は、1983年の1,255学級から、児童生徒数の減少に伴い、2020年には984学級まで減少しており、学年によっては1学級しかない小規模な学校が今後も増加する傾向にあります。

このような状況にあっても、学級、あるいは学年の人数に関わらず、子ども同士が交流や体験を通じて切磋琢磨する機会を増やすとともに、変化の激しい社会で自分らしく生きるために必要な資質や能力を育むための学習環境を確保するなど、子どもたちにとって真に望ましい教育環境を整えていく必要があります。



②教育的ニーズの多様化

2020 年度から順次実施される学習指導要領では、知識の理解の質をさらに高め、確かな学力を育成することができるよう、「主体的・対話的で深い学び」の視点をもって授業改善を進めていくこととしています。

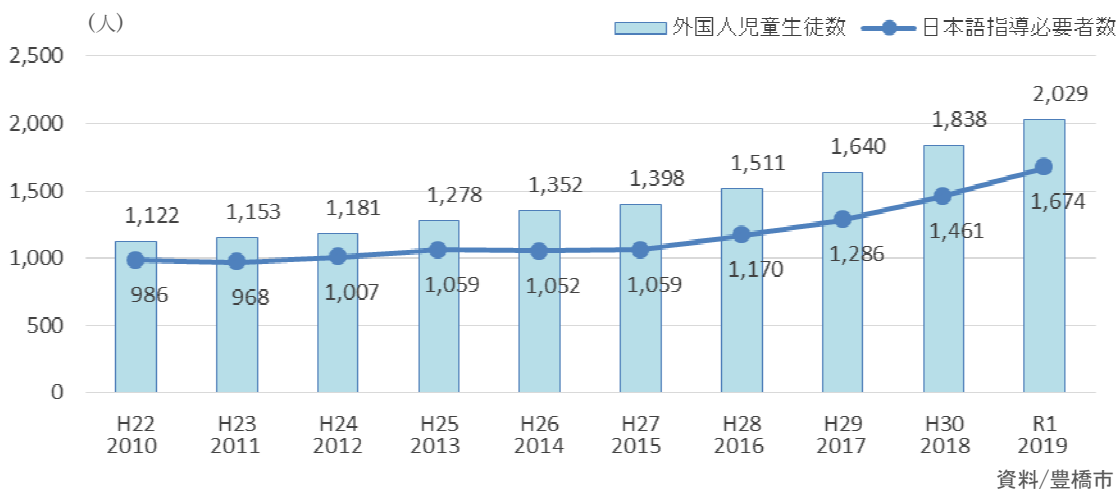
そのため、子どもたちが学習に興味・関心をもつ工夫をしていくとともに、お互いに対話しながら学ぶグループ学習などを積極的に進めていく必要があります。

本市では外国人市民が近年増加傾向にあり、それに伴って来日して間もなく日本語の習得が十分でない状態で小・中学校に編入する子どもたちが増えています。そのほかにも、障害のある人や貧困状態にある人など、それぞれの人がさまざまな背景をもっています。一人ひとりがあるのままの自分を大切にできるよう、多様化する教育的ニーズに対して柔軟かつきめ細かな対応や支援を行っていく必要があります。

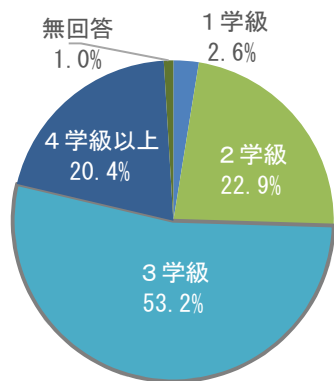
2019 年度に小学校に在籍する全児童の保護者に対して、理想とする教育環境についてアンケート調査をした結果、1 学年当たりの理想的な学級数を 3 学級とする意見が半数以上、また、クラス替えが必要であるという意見が 9 割以上を占めていました。

こうしたさまざまな保護者ニーズも踏まえながら、子どもたちにとってよりよい学習環境が確保できるよう充実を図っていく必要があります。

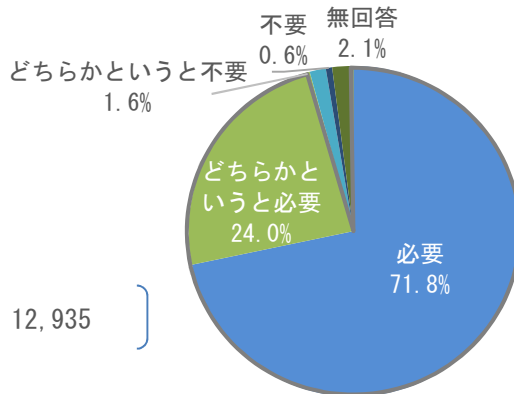
■外国人児童生徒数及び日本語指導が必要な児童生徒数の推移



■1 学年当たりの理想的な学級数



■クラス替えの必要性

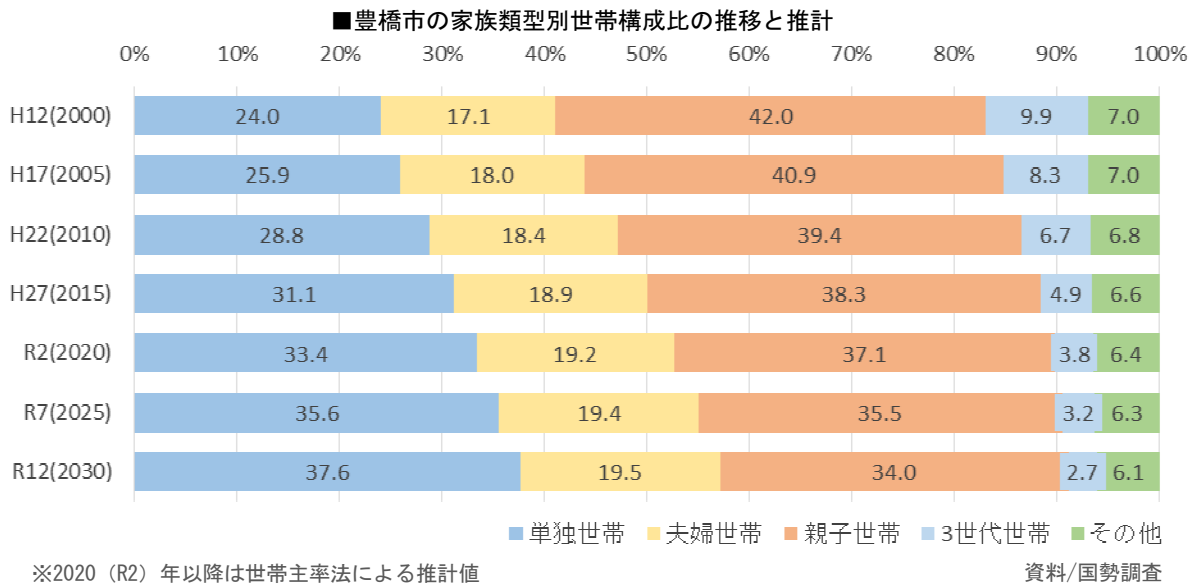
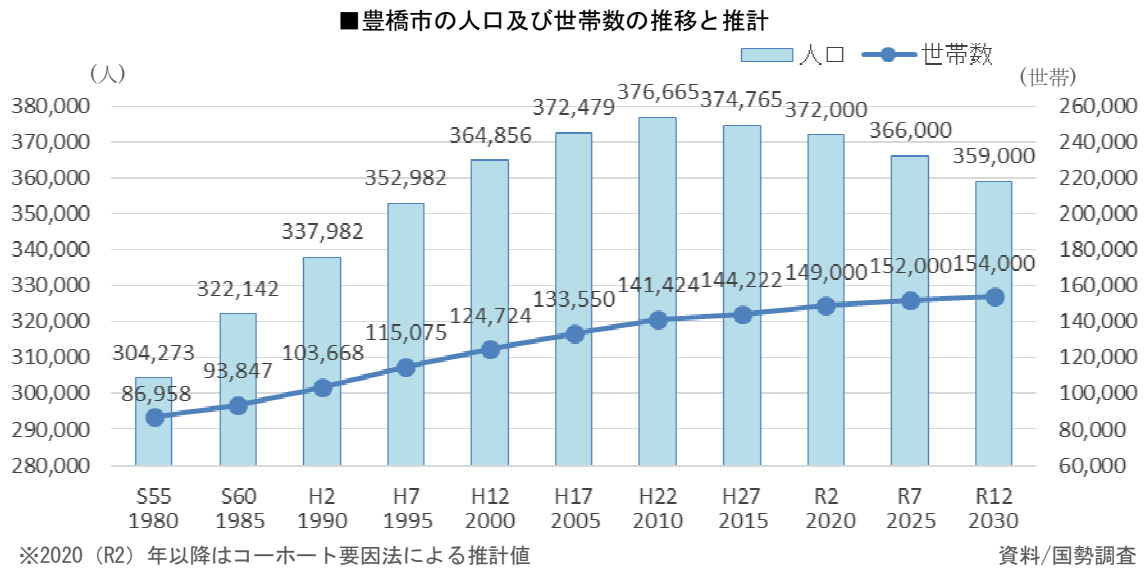


資料/豊橋市「小学校のあり方に関するアンケート調査 (2019)」

③地域連携の推進

本市の1世帯当たりの人員は減少傾向にあり、2030年には2.3人となることが予測されています。また、世帯数は増加しているものの、夫婦と子どもの親子世帯及び3世代世帯は減少傾向が見られます。

家族形態の変化、人々の価値観や生活様式の多様化などによって、地域との結びつきや人と人とのつながりが希薄化している中で、子どもたちに豊かな社会性や人間性を育むため、地域の創意工夫を生かした特色のある学校づくりを一層進めるとともに、学校・地域・家庭が連携し、一体となってともにさまざまな教育活動を推進していく必要があります。

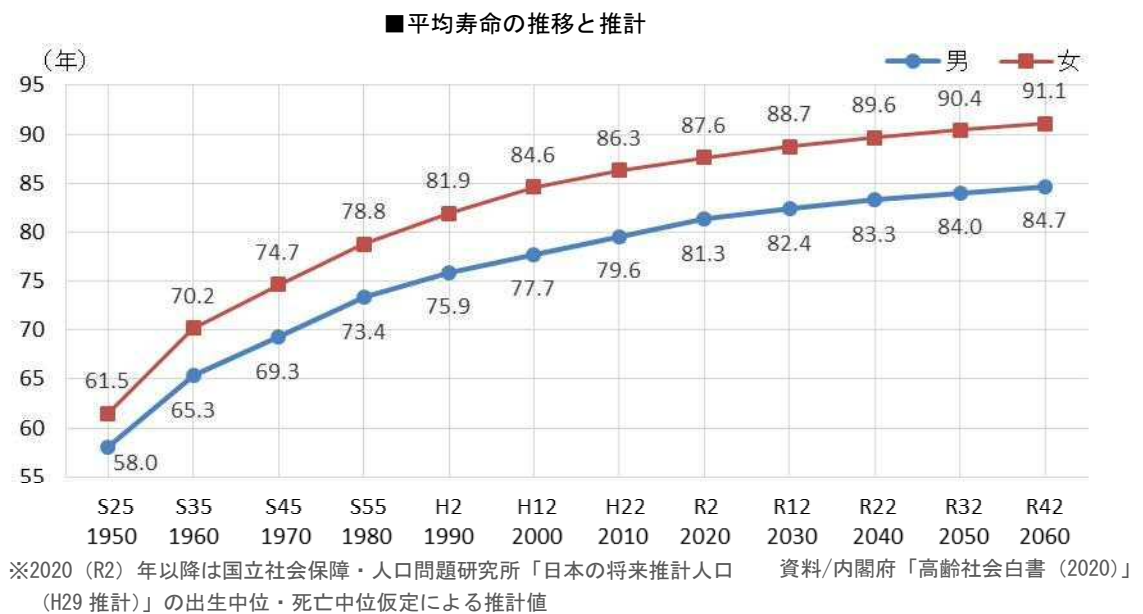


④人生 100 年時代の到来

医学の進歩や生活水準の向上などにより平均寿命が伸び、「人生 100 年時代」の到来が見込まれています。ある海外の研究では 2007 年に日本で生まれた子どもの半数が 107 歳より長く生きると推計されており、わが国は世界でも有数の長寿社会を迎えています。

今後、長い人生を豊かに送るために、若年期だけでなく、生涯にわたり自己啓発や学び直しがいつでも始めることができるとともに、地域ぐるみの多様な教育活動を通して、自分が学んだ成果を生かすことのできる仕組みづくりが求められています。

すべての人が自分の可能性に挑戦して活躍でき、学びの輪が広がりつながっていくように、生涯のさまざまなステージに応じた学習機会の充実を図る必要があります。



⑤情報通信技術 (ICT) の技術革新

IoT や AI 等をはじめとする技術革新の急速な進展により、社会や生活が大きく変わる「超スマート社会 (Society5.0)」の到来が予想されています。

こうした技術革新は日常生活において、より当たり前のものになると考えられていることから、日本の労働人口の約半数が就いている職業が技術的に AI やロボットなどで代替できると予測される一方、これまでにない新たな仕事生まれることが考えられます。

このように、変化が激しく予測が困難な時代においては、基本的な情報活用能力を育成し、さらには人間ならではの感性や創造性を発揮し新たな価値を生み出す力を一人ひとりに育むことが求められています。

⑥グローバル社会の進展

ICTの進展や交通網の整備等により、社会や経済が国境を越えてつながり、世界の国々がより身近になってきています。

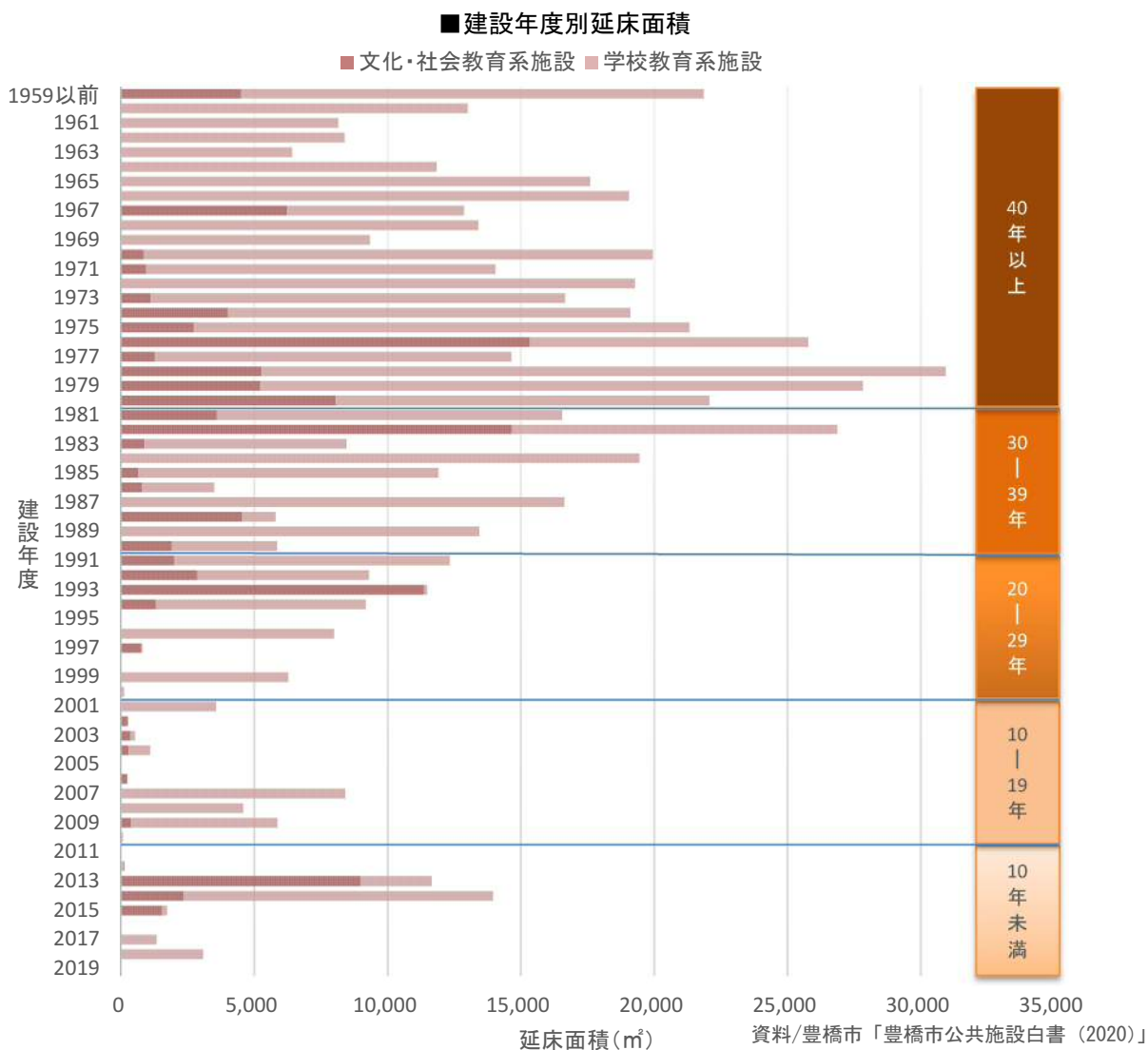
言語や文化が異なる多様な人々と共生するためには、英語を使ったコミュニケーション力だけでなく、自らのアイデンティティを大切にしながら、ふるさとの伝統や文化を愛し、誇りに思う心をもつとともに、広い視野をもって持続可能な社会の発展に向け、積極的かつ主体的に行動できる人材の育成を図る必要があります。

⑦公共施設の老朽化

1970年代～1980年代にかけて建築された学校を含む多くの公共施設が更新時期を迎え、老朽化対策が全国的に大きな課題となっています。

本市においても、建設後40年以上経過している建物（延床面積）が6割を超えており、保全工事を計画的に実施しています。

公共施設として、市民のよりよい学びの場となる機能を充実させつつ、市民の安全・安心を確保するため、少子高齢化社会の進行などに伴う社会構造の変化に応じて施設を有効活用していく長期的な視点や、財政的な視点ももちながら、引き続き計画的かつ効率的な施設整備を図る必要があります。



⑧新しい生活様式の導入

新型コロナウイルスの拡大は、人々の命を危険にさらすだけでなく、ライフスタイルや価値観に大きな影響を与えました。このような想定を超えた危機に直面したことにより、これまで当たり前とされた概念が覆され、私たちは日常生活とリスクの軽減を両立し、「新しい生活様式」に迅速かつ柔軟に対応することの重要性をあらためて認識しました。

経済活動やコミュニティ活動の維持をはじめ、子どもたちの健やかな学びの確保など、危機に直面する中でもさまざまな工夫を凝らしながら社会生活を送ることができるよう環境を整える必要があります。

⑨持続可能な社会の実現

2015年の国連サミットにおいて、「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択されました。17の目標と169のターゲットからなるSDGsは、持続可能な世界を実現するため、地球上の「誰一人取り残さない」ことが誓われています。

本市では、「持続可能な開発のための教育（ESD）」の一環として、地域とともに環境学習を推進してきました。

気候変動などの現代社会におけるさまざまな課題に身近なところから取り組むことが大切であることから、今後もSDGsとの関係性を意識し、持続可能な社会づくりの担い手を育成する必要があります。

このように教育を取り巻く課題が複雑化かつ多様化し、変化が予測できないこれからの時代において、一人ひとりが生涯にわたって学び続け、豊かな人間関係を築き、ともに支え合い、誰もが自らの道を自分らしく歩むことができるような教育を実現することが必要となっています。

(2) 豊橋市教育振興基本計画改訂版の成果と課題

①学校教育の推進

【成果】

- ・スクールソーシャルワーカーの増員による不登校児童生徒への支援体制の強化や、外国人児童生徒に対する初期支援体制の構築など、個に応じたきめ細かな教育を推進することができました。
- ・「英語で学ぶ」モデル事業の成果を踏まえ、公立小学校では全国初となるイマージョン教育コースを開設するとともに、ICTを活用したタブレット型端末の導入やプログラミング的思考を育む授業の実施など、時代の要請に応じた教育を推進することができました。
- ・市内全小・中学校において空調設備を設置したほか、計画的に校舎等の改修を実施し、良質な教育環境の整備を進めました。

【課題】

- ・社会の変化を見据えながら、つながりのある学びと育ちを重視し、子どもたちの学力・体力・個性を伸ばす教育を推進する必要があります。また、不登校児童生徒や外国人児童生徒など配慮が必要な子どもたちが増える中、一人ひとりに寄り添った支援の充実を図る必要があります。
- ・地域とのより一層の連携強化を図るとともに、地域人材や民間活力を積極的に活用するなど、学校・家庭・地域が一体となった地域ぐるみの教育システムを各学校の特色に応じて構築していく必要があります。

②生涯学習の推進

【成果】

- ・市民大学トラムでは、市内3大学や東三河市町村と連携した講座や防災などの社会的課題をテーマにした講座、高齢者向けの講座など、多種多様な講座を開催し、生涯学習機会の充実を図ることができました。
- ・地域の大人が子どもを育てる場となる「トヨッキースクール」や、放課後の新たな学びの場となる「のびるん de スクール」を開設するなど、学校・家庭・地域との連携をより一層進めました。
- ・ICTを活用した新たな図書館サービスとして、郷土図書などをデジタル化した「とよはしアーカイブ」を公開するとともに、地域の優良企業を扱った企画展を開催するなど、新たな利用者層の発掘に努めたほか、まちなか図書館の施設整備に着手し、開館に向けた準備を進めました。

【課題】

- ・学習ニーズが多様化する中、大学や企業などと連携し、引き続き多様な学習機会を提供する必要があります。また、地域教育活動を継続的に進めるため、多彩な地域人材を発掘していくとともに、学校・家庭との連携を支援していく必要があります。
- ・図書館では図書の閲覧・貸出以外にも、情報発信力を強化するとともに、まちなか図書館の整備を契機として、図書館ネットワーク全体で効果的・効率的なサービスが提供できる環境を整備する必要があります。

③生涯スポーツの推進

【成果】

- ・「穂の国・豊橋ハーフマラソン」や「FUN NIGHT RUN」などの各種大会の開催や学校体育施設の開放事業を実施するとともに、「総合型地域スポーツクラブ」の設立支援を行うなど、誰もが気軽にスポーツを楽しめる環境づくりを進め、スポーツ活動への参加促進を図ることができました。
- ・Bリーグ「三遠ネオフェニックス」をはじめ、プロ野球、Vリーグ、Wリーグなどの試合・大会の誘致や、東京 2020 オリンピック・パラリンピックの合宿誘致により、ハイレベルなスポーツを目の前で観ることのできる機会を創出するなど、スポーツ大会誘致の推進を図ることができました。

【課題】

- ・誰もが気軽にスポーツを楽しめる環境を整えていくためには、行政をはじめ関係機関がそれぞれの役割に応じ連携強化を図ることが必要です。また、アスリートの活躍をまちの活力に変えるため、豊橋ゆかりのアスリートの応援やセカンドキャリアの支援に力を入れていく必要があります。

④子ども・若者の健全育成

【成果】

- ・地域の補導委員を中心に家庭・学校と連携し、啓発等を実施したほか、各小・中学校区の健全育成会が行う講演会の開催や見守り活動、啓発活動など青少年健全育成活動の支援・推進を図ることができました。
- ・平成 29 年 10 月に開設した「こども若者総合相談支援センター（ココエール）」では、民間のノウハウを最大限に活用しながら、児童相談と連携した子ども・若者総合相談窓口を運営するなど、困難を抱える子どもや若者への支援の充実を図ることができました。

【課題】

- ・スマートフォンや SNS の普及など、青少年を取り巻く環境が大きく変化している中、健全育成の効果的な手法について検討するとともに、学校や保護者、地域、民間支援団体、警察等と情報共有し、連携して取り組む必要があります。
- ・困難を抱える子ども・若者に対する支援では、年齢により支援が途切れないよう、関係機関の一層の連携が必要であるとともに、年々増加している児童虐待の防止及び対応のため、児童相談所の設置の検討を行うなど、相談体制の充実を図る必要があります。

⑤芸術文化の振興

【成果】

- ・穂の国とよはし芸術劇場「プラット」を中心に、上質な芸術文化作品の鑑賞機会を提供することにより、市内外から多数の来場者を得ることができました。このほか、豊橋青少年オーケストラキャンプの実施などを通して、音楽を通じた国際交流・人材育成を進めることができました。
- ・美術博物館では、コレクション展等を開催し、優れた芸術作品に親しむ機会を提供したほか、収蔵庫・特別展示室等を増築し、美術博物館の充実を図ることができました。

【課題】

- ・芸術文化のさらなる発展を図るため、芸術文化を担う人材を育成する必要があります。
- ・美術博物館の来館者の多くを高齢者が占める中、若い世代の取り込みなど、幅広い世代に親しまれる美術博物館の実現に向けた取り組みが必要です。

⑥科学教育の振興

【成果】

- ・自然史博物館の新生代展示室をリニューアルオープンするとともに、大型映像上映システムをリニューアルし、日本最大級のスクリーンで恐竜などをテーマとした魅力的で科学的な番組を高画質で見られる 4K3D 上映を開始し、市民の自然科学への興味や関心を高めるなど科学教育環境の充実を図ることができました。

【課題】

- ・科学教育に携わる職員の資質向上を図りながら、学校、大学、企業、ボランティア等との連携・協働を進めていくとともに、自然史博物館と科学教育センターの連携をより一層強化して、科学教育の推進に向けた取り組みを一体的に行っていく必要があります。

⑦文化財の保護と歴史の継承

【成果】

- ・本陣、旅籠屋、商家が残る全国唯一の宿場町として二川宿を全国に向けて PR したほか、「大名行列」など地域住民と協働したイベントを開催し、二川宿の歴史・文化への関心を高めるなど、歴史資源の保存と活用を促進することができました。

【課題】

- ・国指定史跡の馬越長火塚古墳群や瓜郷遺跡など本市の歴史資源や文化財が十分に活用されていない現状に対して、保存と活用のマスタープランを策定し、今後の利活用策の全体像を明らかにする必要があります。
- ・葦毛湿原や吉田城址などを整備・調査することで再評価を行い、新たな魅力を創出する必要があります。
- ・二川宿本陣資料館や商家「駒屋」では、地域住民と一層の連携を図るとともに、入館者数の増加に向けて、より魅力ある企画展・イベント等の開催や効果的な PR が必要です。

まとめ

今後は、社会の変化を的確に捉えつつ、堅持すべきものは堅持し、変化すべきものには柔軟に対応しながら、子どもたちの学びと育ちを常に念頭におき教育を進めていく必要があります。特に、多彩な地域人材と連携しながら、地域ぐるみの教育を進め、さまざまな機会に「ほんもの体験」ができるよう取り組みを充実させていく必要があります。

また、学校施設をはじめ、文化施設や科学教育施設など、公共施設全般において老朽化が進む中、必要に応じて計画的な改修等を進めるとともに、今後の施設のあり方を検討する必要があります。

さらに、家庭環境が複雑多様化する中、困難を抱える子ども・若者からの相談件数は増加する状況にあることから、引き続ききめ細かな支援を行っていく必要があります。

加えて、人生100年時代を見据え、生涯にわたって学び続けることができる教育環境をさまざまな分野において充実させていく必要があります。

3 政策の体系

第6次豊橋市総合計画

<基本政策>

I 学校教育の推進

<取り組みの基本方針>

1. 豊かな学びの推進
2. 健やかな心と体の育成
3. 教育環境の充実
4. 教職員の力量向上
5. 特色ある学校づくり
6. 個の特性に寄り添った教育の推進

II 子育て支援・児童福祉の充実

1. 幼児期の教育・保育の充実
2. 子どもの権利を守る方策の推進

III 生涯学習の推進

1. 多様な学習機会の充実
2. 地域・学校・家庭の協働の推進
3. 放課後の学びと交流機会の充実
4. 図書館の充実

IV 科学教育の推進

1. 科学を学び親しむ機会の充実
2. 科学教育環境の充実

V 子ども・若者の健全育成

1. 青少年の健全育成
2. 困難を抱える子ども・若者への支援の充実

VI 美術の振興と歴史文化の継承

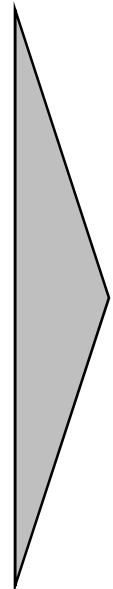
1. 美術博物館の充実
2. 文化財の保護と次世代への継承

VII 芸術文化の振興

1. 個性あふれる芸術文化によるまちの魅力向上
2. 芸術文化の幅広い分野への展開
3. 芸術文化を支える人づくり
4. 豊かな芸術文化の未来への継承

VIII スポーツの推進

1. スポーツへの参加促進
2. スポーツ環境の充実
3. スポーツによるまちの魅力と活力の創出



第2次豊橋市教育振興基本計画

<取り組みの柱>

| | | |
|---|------------------------------------|----------------------------|
| I | 1-(1) 確かな学力とたくましく生きるための体力の育成 | 1-(2) 豊かな心の育成 |
| | 1-(3) グローバル社会で活躍する子どもの育成 | 1-(4) 学びをつなぐ連携の推進 |
| | 2-(1) 安全・安心な学校給食の充実と食育の推進 | 2-(2) 健康を支える学校保健の充実 |
| | 3-(1) 学びを支える環境づくり | 3-(2) 教職員の多忙化解消 |
| | 4-(1) 学び続ける教職員の育成 | |
| | 5-(1) 地域の特色を生かした学校づくり | |
| | 6-(1) 多様なニーズに応じた支援の充実 | 6-(2) 外国人児童生徒の初期支援と学習支援の充実 |
| | 6-(3) 豊橋高等学校・家政高等専修学校の強みを生かした教育の推進 | |
| | 6-(4) くすのき特別支援学校を核とした特別支援教育の推進 | |

| | | |
|----|----------------------------------|----------------------|
| II | 1-(1) 保育所・認定こども園・幼稚園における教育・保育の推進 | |
| | 1-(2) 幼児教育・保育従事者研修の充実 | 1-(3) 幼保連携型認定こども園の整備 |
| | 2-(1) 子どもの権利擁護 | |

| | | |
|-----|-------------------------------|-------------------|
| III | 1-(1) 生涯にわたり活躍するための主体的な学習への支援 | 1-(2) 生涯学習環境の整備 |
| | 2-(1) 地域ぐるみの教育活動の推進 | 2-(2) 家庭教育支援事業の推進 |
| | 3-(1) 地域との連携による多様な放課後活動の充実 | |
| | 4-(1) 図書館サービスの充実 | 4-(2) 子どもの読書活動の推進 |

| | |
|----|--------------------|
| IV | 1-(1) 科学教育プログラムの充実 |
| | 2-(1) 科学教育の拠点機能の向上 |

| | |
|---|------------------------|
| V | 1-(1) 子ども・若者の健全育成活動の推進 |
| | 2-(1) 子どもの貧困対策 |

| | | |
|----|-------------------------|-----------------------|
| VI | 1-(1) 美術に親しみ、歴史を学ぶ機会の充実 | 1-(2) 調査研究、学芸活動の推進 |
| | 2-(1) 二川宿の保存と活用 | 2-(2) 文化財を活用し伝える活動の推進 |

| | |
|------|--|
| VII | 基本政策のうち、「芸術文化の振興」及び「スポーツの推進」については、まちづくりの視点を踏まえた施策を展開するため、個別に策定する計画に基づき、具体的な取り組みを推進します。 |
| VIII | |

4 取り組みの柱

教育を取り巻く状況や豊橋市教育振興基本計画改訂版の成果・課題を踏まえつつ、今後5年間の目標指標を定め、取り組みを展開します。

基本政策 I 学校教育の推進

基本方針 1 豊かな学びの推進

- (1) 確かな学力とたくましく生きるための体力の育成
- (2) 豊かな心の育成
- (3) グローバル社会で活躍する子どもの育成
- (4) 学びをつなぐ連携の推進

基本方針 2 健やかな心と体の育成

- (1) 安全・安心な学校給食の充実と食育の推進
- (2) 健康を支える学校保健の充実

基本方針 3 教育環境の充実

- (1) 学びを支える環境づくり
- (2) 教職員の多忙化解消

基本方針 4 教職員の力量向上

- (1) 学び続ける教職員の育成

基本方針 5 特色ある学校づくり

- (1) 地域の特色を生かした学校づくり

基本方針 6 個の特性に寄り添った教育の推進

- (1) 多様なニーズに応じた支援の充実
- (2) 外国人児童生徒の初期支援と学習支援の充実
- (3) 豊橋高等学校・家政高等専修学校の強みを生かした教育の推進
- (4) くすのき特別支援学校を核とした特別支援教育の推進

取り組みの柱 I. 1-(1)

確かな学力とたくましく生きるための体力の育成

子どもたちが、知識や技能だけでなく、学ぶ意欲を身につけ、自分で見つけた課題に対して主体的に判断し、行動することができるよう、専門知識のある多彩な人材も活用しながら、一人ひとりの学びを支えるきめ細かな教育を推進します。

【現況と課題】

- 平成 29 年 3 月に告示された学習指導要領において、プログラミング教育や外国語教育などの新たな学びの導入とともに、「主体的・対話的で深い学び」を実現する授業の推進が求められています。
- 中央教育審議会は、小学 5、6 年生の授業で専門の教員が教える教科担任制を令和 4 年度をめぐりに本格導入するよう国に求める骨子案を令和 2 年度の夏にまとめています。
- 社会の変化を見据えながら、つながりのある学びと育ちを重視し、子どもたちの学力・体力・個性を伸ばす教育を推進する必要があります。
- 児童生徒の体力が低下している傾向にある中、運動への意欲の向上や運動習慣・生活習慣の改善を目指し、学校体育の充実を図る必要があります。

【主な取り組み】

◆とよはし版 GIGA スクールの推進

子どもたちの可能性を引き出し、学習効果を高めることができるよう、新たな学習スタイルとして、1 人 1 台配備するタブレット端末を活用し、効果的に協働的な学習を進めるとともに、子どもが自らの興味や関心に応じて学習できる個別最適化学習を進めます。

◆小学校教科担任制の実施

児童の学力や学習意欲の向上を図るとともに、得意分野を伸ばすことができるよう、これまで実施している技能教科以外にも教科担任制を導入し、質の高い円滑な学習につなげます。

◆外部人材を活用した水泳授業の拡大実施

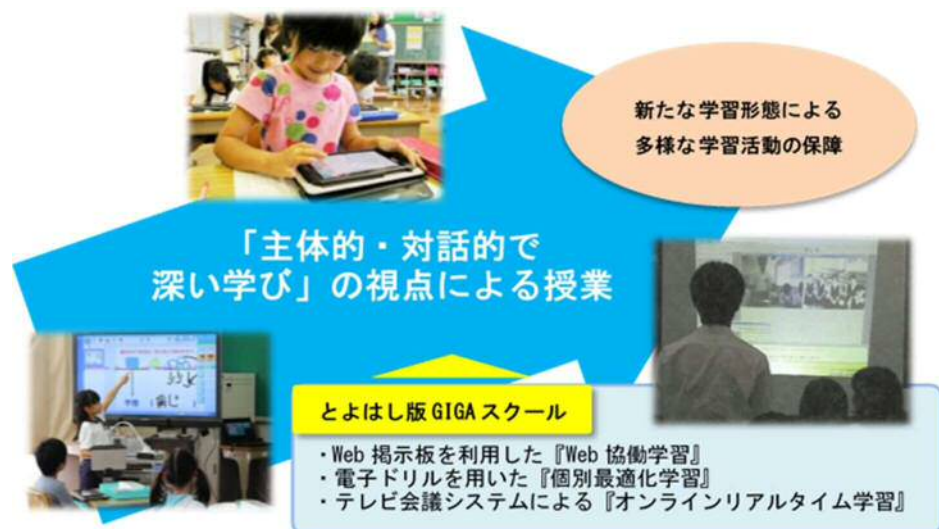
小学校での水泳授業の質を高めるため、外部の屋内プール施設を活用し、教員とともにインストラクターが専門的に指導する授業を積極的に進めます。

◆スポーツトレーナーの派遣

子どもたちが運動する習慣と正しい運動動作を身につけることができるよう、専門家を学校に派遣し、体づくりについての効果的な指導を進めます。

<その他の取り組み>

- ◆イマージョン教育の推進 <p26>
- ◆小中一貫教育の推進 <p27>
- ◆中学校部活動外部指導者の派遣 <p32>
- ◆「のびるん de スクール」の実施 <p52>



<とよはし版 GIGA スクール (イメージ) >

【指標】

| 指標名 | 令和元年度実績値 | 令和7年度目標値 |
|--|----------|----------|
| 課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいたと思うと回答した児童生徒の割合 | 72.2% | 75% |
| 小学校における「体力テスト」の結果(※)が、D・E判定(運動が苦手)となる児童の割合 | 31.4% | 27% |
| GIGA スクールで配備したタブレットを1日に平均1回以上活用した学級の割合 | — | 90% |

※スポーツ庁「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の段階別評価 (AからEの5段階)

取り組みの柱 I.1-(2)

豊かな心の育成

生命を大切にする心や他人を思いやる心を育むよう、善悪の判断などの規範意識等の道徳性を養うとともに、子どもたちの発達段階に合わせて、自然や社会、人と関わる力を高めるためのさまざまな体験活動を推進します。

【現況と課題】

- 平成 29 年 3 月に告示された学習指導要領において、道徳教育や体験活動等を通して、豊かな心の育成を目指した教育の充実が求められています。
- 平成 28 年度に豊橋市いじめ防止基本方針を策定し、各学校において、いじめの未然防止や児童生徒の自己肯定感を高めるための取り組みを行っています。
- 教育活動のさまざまな場面で子どもたち一人ひとりに、自他の人権を守ろうとする意識や他者を思いやる心を育てていく必要があります。
- 社会的・職業的自立に向けて、必要な基盤となるコミュニケーション力や責任感、基本的な生活習慣などを育成する必要があります。

【主な取り組み】

- ◆「豊橋・学校いのちの日」の活動
子どもたちと教職員が命の大切さについて考え、安全や危機管理に対する意識を維持・向上できるように、命を題材にした授業や講話、防災訓練などを全校で実施します。
- ◆道徳教育の充実
学校の集団生活の機能を生かしながら、子どもたちのよりよい人間関係を構築し、道徳性を育むため、体験活動や地域社会との連携を大切にした道徳教育を推進します。
- ◆人権教育の充実
自己や他者を尊重できる人権感覚や、人権問題を解決する力を身につけるため、子どもの発達段階に応じて、人権の正しい認識と理解を深める人権教育を推進します。
- ◆郷土を大切にする心の育成
子どもたちが郷土への関心を高め、郷土を愛する心を醸成するため、地域の歴史や文化、偉人などについて学ぶ郷土学習を推進します。
- ◆文化体験推進事業の実施
子どもたちの感性を磨き、豊かな創造力や思考力、コミュニケーション力を養うため、多彩で優れた演劇・音楽・美術作品を鑑賞・体験する機会の拡充を図ります。

◆キャリア教育「キャリアスクールプロジェクト」の実施

キャリアを積み上げていく上で必要な知識などを学ぶことができるよう、小中9年間を通してすべての教科が関わる教科横断的な生き方教育を推進します。

◆「ハイパーQU」の活用

不登校になる可能性の高い児童生徒や、いじめ被害にあっている児童生徒を早期発見するため、学校生活における児童生徒の意欲や満足度及び学級集団の状態を把握し、より適切な支援を行います。

◆三遠南信交流会の実施

三遠南信地域の中学生が友好を深めつつ、自分たちの住む地域や学校を見つめ直し、自らの視野を広げることができるよう、まちづくりや生徒会活動についての意見交流などの体験活動を行う交流会を実施します。

<その他の取り組み>

◆教育相談の充実 <p36>



<防災訓練>



<総合的な学習の時間>

【指標】

| 指標名 | 令和元年度実績値 | 令和7年度目標値 |
|--------------------------------------|----------|----------|
| 自分にはよいところがあると思うと回答した児童生徒の割合 | 78.5% | 85% |
| 「ハイパーQU」における「学級生活満足群」に位置付けられる児童生徒の割合 | 56.2% | 60% |

取り組みの柱 I.1-(3)

グローバル社会で活躍する子どもの育成

子どもたちがグローバル社会で自分の力を最大限に発揮できるよう、「主体的・対話的で深い学び」の視点を踏まえながら、時代の変化や社会のニーズに対応した教育の充実を図ります。

【現況と課題】

- 外国語教育の導入を見据え、小学校の ALT（外国人英語指導員）の派遣時間を増やしたほか、八町小学校では、「英語で学ぶ」モデル事業を生かし、令和2年度に国語と道徳以外を英語で学ぶ「イマージョン教育コース」を全学年で開設しました。
- グローバル化が急速に進展する中、外国語によるコミュニケーション力は、これまでのように一部の業種や職種だけでなく、生涯にわたるさまざまな場面で必要となることが想定され、国際共通語としての英語力の向上が求められています。
- わが国の伝統と文化を尊重し、郷土を愛する態度や、国際社会に生きる日本人としての自覚を身につける必要があります。

【主な取り組み】

◆「英会話のできる豊橋っ子育成事業」の推進

実践的なコミュニケーション力と英語力の向上を図るため、日本人教員と ALT 等によるティーム・ティーチングを基本として、「主体的・対話的で深い学び」を重視した授業を実施するとともに、夏休み英語体験活動など生きた英語に触れる機会を充実させた英語教育を推進します。

◆イマージョン教育の推進

英語によるコミュニケーション力を自分の長所として生かし、子どもたちがグローバル社会で活躍できるよう、国語、道徳以外の教科等について英語を用いて学ぶ豊橋版イマージョン教育により英語習得に特色をもった学習環境づくりを推進します。

◆友好・姉妹都市との海外交流の実施

国際理解やグローバルな意識の醸成を図るため、海外の子どもたちとのさまざまな交流を通し、国際交流や国際協力などへの理解を深め、各国とわが国の違いや世界の人々の暮らしに興味をもつことができる機会づくりとして、友好・姉妹都市との海外交流を実施します。

【指標】

| 指標名 | 令和元年度実績値 | 令和7年度目標値 |
|--|----------|----------|
| 自分の考えや気持ちなどを英語で伝えあう活動ができた と回答した小学生の割合 | — | 60% |
| 八町小学校における「イマージョン教育コース」の児童数 | 96人 ※ | 130人 |

※令和2年度参考値

取り組みの柱 I.1-(4) 学びをつなぐ連携の推進

子どもたちの「生きる力」を育むには、幼児期から高等学校まで校種を越えた連続する学びや支援が重要であるため、つながりを意識した教育活動ができるよう、小中一貫教育の導入や幼保小・小中高特連携教育を推進します。

【現況と課題】

- 児童生徒の豊かな人間性の育成や発達の早期化への対応、教育の質の向上を図るため、小中9年間のつながりのある教育を推進する必要があります。
- 子どもの育ちと学びをつなぐため、校種を越えた教育活動の連携と系統化を図り、幼児・児童・生徒の発達段階や実態に応じた教育内容、指導方法などについて、異校種の教職員が相互に理解を深める必要があります。

【主な取り組み】

- ◆小中一貫教育の推進
教育の質の向上を図るため、学びのつながりを重視した系統的な教育として、学校規模や地域の特色に応じた小中一貫教育を積極的に推進します。
- ◆異校種連携の推進
異校種間における教育活動の連携と系統化を図るため、小中高特連携教育推進協議会を基盤に、公開授業等の参観や情報交換をはじめ、指導方法の分析・改善を行うなど、異校種の学習内容や指導方法の共有を図るとともに、児童生徒の交流活動を行います。
- ◆幼保小連携教育の推進
幼保こども園と小学校との生活や学びの接続について共通理解を図るため、それぞれの実情に応じた交流活動や相互の授業参観、学習会を行います。

【指標】

| 指標名 | 令和元年度実績値 | 令和7年度目標値 |
|--------------------------------|----------|----------|
| 小中一貫教育を導入した中学校区数 | 2 校区 | 10 校区 |
| 小中高特連携教育推進協議会が主催（共催）する研修会の参加者数 | 629 人 | 750 人 |
| 幼年期教育研修会の1回当たりの参加者数 | 119 人 | 150 人 |

取り組みの柱 I.2-(1)

安全・安心な学校給食の充実と食育の推進

子どもたちが正しい食習慣を身につけるため、地産地消を通じた給食の質の向上を図り、安全・安心な給食を提供するとともに、栄養のバランスを考えて作られた学校給食を生きた教材として食育を推進します。

【現況と課題】

- 栄養教諭等による給食指導について、平成 30 年度から学年別に指導テーマを定め、小学 3 年生への指導を必須とするなど、市内で統一した取り組みを行っています。
- 子どもの偏った栄養摂取や不規則な食事など食生活の乱れが見られます。
- 市内 4 つの共同調理場のうち 2 か所を昭和 50 年代に開設しており、調理場内の温度管理や調理作業の区分けなど、新しい衛生管理基準に適合することが困難になっています。

【主な取り組み】

◆栄養教諭による食に関する指導

給食の時間や教科等をはじめとした学校教育活動全体を通して、児童生徒の食に関わる知識や判断力などを育成するため、栄養教諭による食に関する指導を推進します。

◆小・中学校に対する食育推進の支援

学校における食に関する指導を充実するため、「とよはし産学校給食の日」の実施や、生産農家等による講話会、給食懇談会など、地域の生産者や関係機関が行う食育活動の周知、啓発を推進します。

◆共同調理場の再整備

安全・安心な給食を提供するため、老朽化した共同調理場の再整備を進めます。

【指標】

| 指標名 | 令和元年度実績値 | 令和 7 年度目標値 |
|--------------------------------|----------|------------|
| 食に関する課題に積極的に取り組んだ学校数 | 55 校 | 74 校 |
| 朝食の栄養バランスを考えて食べていると回答した児童生徒の割合 | 56.8% | 65% |

取り組みの柱 I.2-(2)

健康を支える学校保健の充実

子どもたちが健やかな学校生活を送ることができる環境を確保し、将来にわたり健康な生活を送る習慣を身につけることができるよう、環境衛生検査や健康診断を行うほか、養護教諭の資質向上を図るとともに、健康教育を推進します。

【現況と課題】

- 気温などの環境変化に対応しながら、定期の環境衛生検査で学校環境衛生基準の適合率を高く維持する必要があります。
- 児童生徒等の安全が確保できるよう、健康の保持を図る健康診断や、食物アレルギーへの対応への適切な措置が必要です。
- 養護教諭の若年化が進んでおり、経験年数の少ない職員に対する支援体制を充実させる必要があります。

【主な取り組み】

◆学校環境衛生基準に基づいた環境衛生検査の実施

子どもたちの健康的で快適な学習環境を整えるため、飲料水の水質検査や教室等の換気、温度、空気中化学物質に関する検査などを実施し、継続的な不適合箇所の改善を図ります。

◆健康教育の推進

児童生徒が基本的な生活習慣を身につけるとともに、将来にわたり健康な生活を送るという意識の醸成を図るため、関係機関と連携を図りながら、各学校で実施する歯科口腔保健活動やがん教育などを通して健康教育を推進します。

◆食物アレルギーへの対応の徹底

食物アレルギー疾患を有する児童生徒の学校での事故を防ぐため、緊急時などの対応を学ぶ食物アレルギー研修の実施やマニュアルの整備、学校でのシミュレーション訓練に使用する訓練用エピペンの貸し出しなどを推進します。

◆学校保健アドバイザーによる養護教諭への指導と支援の推進

児童生徒の抱える健康問題等に適切に対応していくため、学校保健アドバイザーによる保健室訪問や電話相談など、経験年数が少ない養護教諭への指導と支援を推進します。

【指標】

| 指標名 | 令和元年度実績値 | 令和7年度目標値 |
|----------------------|----------|----------|
| 衛生的な学習環境が整えられている割合 | 98.6% | 100% |
| 校内で食物アレルギー研修を実施した学校数 | 73校 | 74校 |

取り組みの柱 I.3-(1) 学びを支える環境づくり

児童生徒数の減少や学校施設の老朽化が進行する中、子どもたちの安全で快適な学習環境を確保するため、学校施設・設備の整備を計画的に推進するとともに、すべての子どもたちが安心して等しく将来の夢を抱き、その実現に向けて質の高い教育を受けることができるよう、経済的理由により就学や進学が困難な状況にある児童生徒の保護者に対して、教育費の負担軽減を図ります。

【現況と課題】

- 本市の学校施設は老朽化が進んでおり、計画的に施設の長寿命化を推進する必要があります。
- 児童生徒数が減少する中、余裕教室など学校施設の有効活用や施設の複合化など学校施設のあり方を検討する必要があります。
- 小・中学校における就学援助制度、私立高等学校等の授業料補助制度、大学生等への「豊橋市未来応援奨学金」制度など、さまざまなステージにおける教育費負担の軽減に取り組んでいます。
- 就学や進学に支援を必要とする対象者に漏れがなく支援を行うため、支援制度の周知を徹底する必要があります。

【主な取り組み】

◆良好な学習環境の確保

児童生徒の安全の確保と学習環境の向上を図るため、大規模改修や長寿命化などにより施設整備を計画的に推進するとともに、防犯カメラの設置など安全対策の充実を図ります。また、児童生徒に望ましい学習環境を確保するため、学校施設のあり方についての検討を進めます。

◆トイレ洋式化の推進

生活様式の変化に対応し、快適な学校生活を送ることができるよう、小学校を優先に洋式トイレの整備を計画的に進めます。

◆通学路の安全対策の推進

児童生徒が安全に通学できるよう、通学路の一斉点検を隔年で実施し、関係機関との連携を図りながら、対策・改善を行い、通学路の安全確保を図ります。

◆「ベルマーク日本一！プロジェクト」の推進

子どもたちの学習環境の充実を図るため、1,000万点達成を目標に掲げ、小・中学校のベルマーク運動を支援し、収集したベルマークを図書や体育用品などの学校教材と交換します。

◆楽器寄附ふるさと納税を活用した音楽活動の支援

中学校での音楽活動を支援するため、ふるさと納税制度を活用し、家庭等で使用されなくなった楽器の寄附を募り、活動環境の充実を図ります。

◆就学援助制度による支援

経済的理由で就学が困難な児童生徒の保護者に対して、就学に係る費用の援助を行うとともに、特に外国人に対して制度の周知を図るため、国外転入してきた外国人児童生徒の保護者に対し、外国人児童生徒相談員を交えた案内や、外国語によるラジオ放送や翻訳した案内文の交付などを行います。

◆私立高等学校等の授業料補助

高校生が安心して勉学に打ち込むことができるよう、国・県の制度に市独自の上乗せを行い、所得要件に基づき私立高等学校等における授業料を補助します。

◆「豊橋市未来応援奨学金」の給付

経済的な困難を抱えながらも夢に向かって勉学に励む若者を応援するため、大学等に進学した学生に返済不要の給付型奨学金を支給します。



<前芝中学校体育館>

【指標】

| 指標名 | 令和元年度実績値 | 令和7年度目標値 |
|---------------------------|----------|----------|
| 防犯カメラの設置率 | 100% | 維持 |
| 小学校トイレ洋式化率 | 46.6% | 95% |
| 授業料補助金を支給する市内の私立高等学校生徒の割合 | 50.6% | 維持 |

取り組みの柱 I.3-(2)

教職員の多忙化解消

教職員が子どもと向き合う時間を充実させ、ゆとりをもって教育活動に取り組むことができるよう、教職員の多忙化解消に向けた取り組みを推進します。

【現況と課題】

- 校務支援システムの導入、学校閉庁日の設定、自動応答機能付き電話の導入、小学校部活動の廃止などにより、教職員が子どもと向き合う時間の確保に取り組んでいます。
- 国・県の学校における働き方改革の動向を踏まえながら、より一層、教職員の多忙化解消に努める必要があります。

【主な取り組み】

- ◆客観的な勤怠管理に基づくマネジメントの推進
教職員自身の働き方に対する意識を改めるとともに、各々の心身の健康を保つことができるよう、在校等時間を客観的に把握する仕組みの導入と、それに基づいた職場環境の改善を推進します。
- ◆会議等の方法や回数などの積極的な見直し
会議や出張、各種調査に割く時間を極力減らすことができるよう、Web カメラを用いての開催、電子システムを用いた調査など慣例を打破した新たな方法への切り替えを進めます。
- ◆持続可能な中学校部活動運営の仕組みづくり
ワークライフバランスを保ちながら心身ともに健康で働くことができる職場づくりのため、中学校において部活動指導に充てる時間を適正化する仕組みづくりを県とともに確立します。
- ◆ICTの有効活用
子ども一人ひとりの学習や生活の状況を効率的かつ的確に把握し、それに基づくきめ細かな対応を充実させるため、校務支援システムや子ども1人1台のタブレット端末などを積極的かつ有効に活用します。
- ◆地域人材・教育関連機関との連携
学校と教員の果たす役割を明確にし、地域ぐるみで子どもを育てる風土を創出するため、各校が定める教育目標や教育課程をコミュニティ・スクール制度の下で共有するほか、個々の子どもの育ちを支える関係機関との連携を推進します。
- ◆中学校部活動外部指導者の派遣
生徒の技術向上に加え、教員の指導力向上を図るため、中学校部活動において、専門的な指導を行うことができる外部指導者を配置します。



<子どもに寄り添う教員の姿>

【指標】

| 指標名 | 令和元年度実績値 | 令和7年度目標値 |
|----------------------------|----------|----------|
| 1か月当たりの時間外労働が45時間以内の教職員の割合 | 38.0% ※ | 80% |
| 教職員研修及び会議におけるWeb会議の導入回数 | 0回 | 50回 |
| 6月の部活動指導に関わる時間外労働 | 37時間20分 | 24時間 |

※令和2年度参考値

取り組みの柱 I.4-(1) 学び続ける教職員の育成

子ども一人ひとりの成長に寄り添い、それぞれの個性や能力を引き出すことができるよう、学び続ける教職員を育成するとともに、ライフステージに合わせて効果的な研修を受講できる体制を構築するなど、教職員の力量向上のための取り組みを推進します。

【現況と課題】

- 本市独自の研修体制により、教職員の状況に即した効果的な研修を行っています。
- 教職員の多忙化解消と効果的な研修を両立して推進するため、研修体系やプログラムの見直しとともに、教職員のライフステージに合わせた研修講座を受講できる体制を構築する必要があります。

【主な取り組み】

- ◆現職研修による教職員の育成
教職員の資質や能力を高めるため、授業づくりや学級経営を学ぶ研修や学校組織運営に関する研修、学校経理や環境整備に関する研修などを、職務経験年数に応じ計画的に実施します。
- ◆研究発表会の実施
教員の授業力を高めるため、問題解決的な学習や今日的な教育課題について、指定校で3年間の教育研究を行い、研究発表することでその成果を効果的な授業づくりに生かします。
- ◆校内研修の実施
教職員がともに学び合い、資質や能力を高め合うことができるよう、より効率的な研修を実施し、教職員の多忙化解消との両立を図りながらOJTによる校内研修を推進します。

<その他の取り組み>

- ◆異校種連携の推進 <p27>
- ◆幼保小連携教育の推進 <p27>
- ◆学校保健アドバイザーによる養護教諭への指導と支援の推進 <p29>
- ◆訪問支援活動や教員研修の実施 <p40>

【指標】

| 指標名 | 令和元年度実績値 | 令和7年度目標値 |
|--|----------|----------|
| 教職員研修の事後アンケートにおいて、「とてもよかった」「よかった」と回答した受講者の割合 | 90.1% | 95% |
| 市研究発表会の参加者数 | 1,200人 | 維持 |

取り組みの柱 I.5-(1)

地域の特色を生かした学校づくり

子どもたちの豊かな人間性を育むため、地域の資源を活用し、多様な体験活動を取り入れた学校独自の特色ある教育活動を展開するとともに、地域とともにある学校づくりを推進します。

【現況と課題】

- 各学校では、地域の資源を活用したり、関係機関に協力を求めたりするなどして、多様な体験活動を取り入れた特色ある学校づくりに取り組んでいますが、学級や学年の人数に関わらず、子ども同士が交流や体験を通じて切磋琢磨することができる機会を確保する必要があります。
- 子どもや学校が抱える多様な課題に対応するため、学校と地域が連携・協働できる体制を整え、地域に開かれた学校をともに創っていく必要があります。

【主な取り組み】

◆特色ある学校づくりの推進

子どもたちの学びを充実させるため、各学校の特色ある行事や学習活動、SDGs の達成に向けたESD活動などの教育活動に対する経費を補助し、創意工夫のある教育活動を推進します。

◆出前授業の実施

各教科や総合的な学習において、子どもたちの学習効果を高めるため、子どもたちの実態や興味に合わせ、防災、環境、健康等に関する身近な問題を取り上げたり、体験的な活動をしたりする出前授業を計画的に実施します。

◆合同授業の実施

小規模校の児童が、多くの児童と関わる中で、思考力やコミュニケーション力を高めるとともに、教育効果の高い授業を受けることができるよう、近隣の小学校と連携した合同授業を実施します。

◆小規模特認校制度の推進

小規模校の良さを生かし、豊富な自然環境に恵まれ、地域や学校の伝統・行事などの魅力を生かした特色ある学校づくりを行う学校で子どもたちが教育を受けることができるよう、居住地域に関わらず希望する学校に通うことができる特認校制度を推進します。

◆コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入

学校が地域と一体となって子どもたちを育むことができるよう、保護者や地域住民等が力を合わせ学校運営に取り組むことが可能となる、コミュニティ・スクールの導入を積極的に推進します。

【指標】

| 指標名 | 令和元年度実績値 | 令和7年度目標値 |
|---------------------------------|----------|----------|
| コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を導入した小学校数 | 0校 | 52校 |
| 出前授業の実施数 | 473回 | 600回 |

取り組みの柱 I.6-(1)

多様なニーズに応じた支援の充実

さまざまな事情を抱えた子どもたち一人ひとりに寄り添うため、相談体制の充実を図るとともに、不登校児童生徒への支援体制を整備し、早期対応と未然防止に取り組みます。

【現況と課題】

- 平成30年度に「麦笛ひろば」を「とよはしほっとプラザ」として再編・拡充するのに合わせて、各「とよはしほっとプラザ」にスクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談室や「ココエール」などの関係機関との連携を強化しています。
- 相談したくてもどうしてよいかわからないという潜在的な相談者に対して、教育相談窓口の周知を確実にを行うとともに、気軽に相談できる雰囲気づくりや体制の構築が必要です。
- いじめや不登校などの相談件数は増加しており、誰もが安心して教育を受けられるよう、支援体制の整備を図るとともに、学校以外でも学びの機会を保障する必要があります。

【主な取り組み】

◆教育相談の充実

いじめや不登校などの問題を抱える子どもや保護者等が安心して相談できるよう、教育相談員や臨床心理士、スクールソーシャルワーカーなど、豊富な経験と専門性を備えたスタッフで対応するとともに、相談員等が学校訪問や講演会を行うなど、関係機関と連携した広域的かつ柔軟な相談活動を推進します。

◆「とよはしほっとプラザ」の運営の充実

子どもたちが学校復帰できるよう、「とよはしほっとプラザ」において、教育相談員や学習補助などを行うふれあいフレンドの専門性を高めるための研修を行うとともに、学校や家庭との連携を強化し、支援を進めます。

◆インターネットを利用したオンライン教育の推進

入院や不登校等により学校に通えない子どもの学習支援や心のサポートを行うため、インターネットを介して授業参加や、コミュニケーションの機会を設けます。

【指標】

| 指標名 | 令和元年度実績値 | 令和7年度目標値 |
|--------------------------------|----------|----------|
| 教育相談員・臨床心理士・スクールソーシャルワーカーの相談件数 | 9,203件 | 10,000件 |
| 教育相談員の対応件数のうち、学校訪問を行い対応した件数の割合 | 83.5% | 90% |
| 「とよはしほっとプラザ」入級面談実施回数 | 71回 | 90回 |

取り組みの柱 I.6-(2)

外国人児童生徒の初期支援と学習支援の充実

日本語の習得が不十分な外国人児童生徒が、日本の学校生活に適応し、自分の将来に明るい希望がもてるよう、生活適応支援や日本語指導、教育相談などの支援を充実し、個に応じたきめ細かな教育を推進します。

【現況と課題】

○外国人児童生徒数は年々増加しており、それに伴い、日本語の習得が十分でない状態で小・中学校に編入学する子どもたちが増えています。

○来日して間もない外国人児童生徒の不安を取り除くとともに、日本の学校生活に慣れ、自分の将来について希望がもてるよう、学校と教育委員会が連携した初期支援体制を整備する必要があります。

【主な取り組み】

◆日本語支援や学習支援に関する教育相談の充実

外国人児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、日本語相談員やバイリンガル相談員、スクールアシスタントによる支援体制や、教育相談への通訳派遣などカウンセリング体制の充実を図ります。

◆外国人児童生徒初期支援コースの運営

日本語指導が必要な外国人児童生徒などに対する支援の充実を図るため、専門性が高くきめ細かな日本語指導や生活適応支援を行うとともに、すべての希望者が通級できるよう体制の充実を図ります。

◆在籍校での支援体制の充実

初期支援コースを修了した児童生徒が、在籍校でも引き続き、能力に応じた教材で丁寧な指導を受けることができるよう、各学校の国際担当教員が研修や教材研究を行うとともに、教育効果の高い取り出し指導や対面式の授業を各学校で取り入れ、支援体制の充実を図ります。

◆小学校入学を見据えた日本語指導教室の運営

小学校入学予定の外国人幼児が早期に小学校に適応できるよう、日本語指導や学校生活を送る上で必要となる生活指導を行い、円滑な就学につなげます。

【指標】

| 指標名 | 令和元年度実績値 | 令和7年度目標値 |
|----------------------------|----------|----------|
| 外国人児童生徒教育相談コーナーの相談件数 | 2,352件 | 3,000件 |
| 外国人児童生徒初期支援コースの入級率 | 84.0% ※ | 90% |
| 日本語指導が必要な児童生徒に対する取り出し指導の割合 | 53.1% | 60% |

※令和2年度参考値

取り組みの柱 I.6-(3)

豊橋高等学校・家政高等専修学校の強みを生かした教育の推進

生徒一人ひとりが自立し、特性を伸ばすとともに、社会を支えることのできる人材となれるよう、市立の強みを生かし、それぞれの学校の特色を生かしたキャリア教育などきめ細かな教育活動を推進します。

【現況と課題】

- 進学や就職に向けたきめ細かな支援を行い、進学・就職率の上昇につなげる必要があります。
- 学校生活や進路選択などで不安や悩みを抱える生徒が年々増加していることから、今後も多様なニーズに応じた相談体制の充実を図る必要があります。
- 豊橋高等学校では、外国人生徒の増加や多国籍化が進む中、日本語の授業内容が理解できず退学に至るケースもあるため、外国人生徒の学習支援をより一層強化する必要があります。
- 豊橋高等学校の施設は老朽化が進んでいることから、教育環境の整備を行う必要があります。
- 家政高等専修学校では、服飾・調理に関する専門的な知識・技能の習得や教養を深めることを目指した教育活動を進めています。

【主な取り組み】

◆キャリア教育の推進

生徒が就職・進学に対して積極的に考え、より身近に将来の展望や具体的な将来像がイメージできるよう、豊橋高等学校では、キャリア教育として地元企業や卒業生等を招いた講座などに取り組みます。また、家政高等専修学校では、体験活動を伴う実地見学を重視するとともに、外部講師を招いた実践的な講座などに取り組み、それぞれの学校の特色に応じたキャリア教育を推進します。

◆心理カウンセラーの相談体制の充実

生徒の相談支援の充実を図るため、専門的な見地から支援することのできる心理カウンセラーと担当教員の連携を図り、支援が必要な生徒に対し、必要な時に必要な時間のカウンセリングが受けられる体制を整えます。

◆外国人生徒教育支援の充実

外国人生徒の増加や多国籍化が進む中で、日本語の習得が不十分な生徒を支援するため、通訳や翻訳による学習指導補助などを進めます。

◆安全・安心で快適な学習環境の整備

生徒が安心して、落ち着いた教育環境の中で学習することができるよう、豊橋高等学校では校舎や体育館の整備を進めます。



<豊橋高等学校：企業説明会>



<家政高等専修学校：調理実習>

【指標】

| 指標名 | 令和元年度実績値 | 令和7年度目標値 |
|-----------------|----------|----------|
| 豊橋高等学校の進学・就職率 | 68.8% | 80% |
| 家政高等専修学校の進学・就職率 | 91.7% | 95% |

取り組みの柱 I.6-(4)

くすのき特別支援学校を核とした特別支援教育の推進

子ども一人ひとりの個性と可能性を伸ばし、たくましく生きる力を育成するため、市立の強みを最大限に生かしながら、くすのき特別支援学校を核として市内の特別支援教育を推進します。

【現況と課題】

- 平成 27 年に開校したくすのき特別支援学校では、農業が盛んな本市の特性を生かし、農業を核とした教育活動を推進しています。
- 障害のある子ども一人ひとりに寄り添う支援方法や相談等を進め、個性と可能性を伸ばしていく個に応じた特別支援教育を推進する必要があります。
- 企業や関係機関との連携をより一層深め、くすのき特別支援学校卒業生の就労支援を進めていく必要があります。

【主な取り組み】

- ◆障害のある子どもの保護者に対する相談活動の充実
子育てや学校生活に不安をもつ保護者に寄り添った支援を行うため、「くすのき相談センター」が市内の特別支援教育のセンター的機能を発揮し、「にじの子相談室」など関係機関と密接な情報共有を行いながら、きめ細かな相談活動の充実を図ります。
- ◆訪問支援活動や教員研修の実施
障害に対する理解を深めるため、「くすのき相談センター」の相談員が関係機関へ出向き、それぞれの児童生徒のニーズや特性に合った支援方法や学習環境などの助言を行うとともに、特別支援教育の啓発につなげるため、訪問支援活動や教員を対象とした研修を継続的に実施します。
- ◆小・中学校や高等学校等との交流及び共同学習の推進
地域社会との結び付きを強くし、積極的な社会参加を推進するため、くすのき特別支援学校の近隣にある小・中学校や専門学科のある高等学校等との交流や共同学習を推進します。
- ◆多様な実習による就労支援の推進
将来的な自立に向けて、学校内の農業ハウスを活用した生産から流通サービスまでの実習をはじめ、企業での実習など実践的な取り組みを進めるとともに、ハローワークをはじめとした関係機関との連携を強化することで、就労支援に重点を置いた教育活動を推進します。

【指標】

| 指標名 | 令和元年度実績値 | 令和7年度目標値 |
|-------------------------|----------|----------|
| 「くすのき相談センター」等の相談件数 | 632 件 | 700 件 |
| くすのき特別支援学校における実習受入協力企業数 | 32 件 | 44 件 |

基本政策Ⅱ 子育て支援・児童福祉の充実

基本方針 1 幼児期の教育・保育の充実

- (1) 保育所・認定こども園・幼稚園における教育・保育の推進
- (2) 幼児教育・保育従事者研修の充実
- (3) 幼保連携型認定こども園の整備

基本方針 2 子どもの権利を守る方策の推進

- (1) 子どもの権利擁護

取り組みの柱 Ⅱ.1-(1)

保育所・認定こども園・幼稚園における教育・保育の推進

子どもの健やかな育ちを支え、質の高い幼児教育・保育の機会を保障するため、保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園（以下「保育所等」という。）において、希望する時期に子どもたちが幼児教育・保育を受けられる環境づくりを推進します。

【現況と課題】

- 平成30年度に開設した保育士・保育所支援窓口での保育士確保の取り組みなどを進めたことにより、年度当初の待機児童数はこれまでに引き続きゼロとすることができています。
- 就労形態やライフスタイルの変化、子育てに対する社会環境の変化により保育ニーズが多様化する中、希望する時期に教育・保育事業を受けられるように保護者への支援を行う必要があります。また、保育士・保育教諭・幼稚園教諭（以下「保育士等」という。）が不足していることから、保育人材の確保が必要となっています。
- 障害のある子どもや外国にルーツを有する子どもなど特別な配慮を必要とする子どもが増加傾向にあるため、関係機関と連携して、個々の子どもに応じた支援を進める必要があります。
- 保育所等においては、保育以外の事務作業等、さまざまな業務の負担が増加しており、保育士等が保育に専念できる環境の整備が必要です。

【主な取り組み】

◆多様な保育サービスの提供

さまざまな就労形態にある保護者の保育ニーズに対応するため、延長保育や休日保育をはじめ、病気の回復期等により集団での教育・保育が受けられない子どもに対する病児保育、保育所等を利用していない乳幼児の一時預かり施設を確保するなど、多様な保育サービスを提供します。

◆保育コンシェルジュの配置

入園する前から入園に至るまで、保護者に寄り添った継続的な支援を行うため、専任の保育コンシェルジュを配置します。

◆保育士・保育所支援窓口の実施

不足する保育人材を確保するため、保育士・保育所支援窓口専任の保育士再就職支援コーディネーターを配置し、潜在保育士の掘り起こしや求職保育士と求人園のマッチング、再就職研修や相談支援を行うとともに、支援窓口から保育士・保育教諭の仕事の魅力を発信します。

◆特別支援保育等の充実

個々の子どもに応じた教育・保育の充実を図るため、心身の発達の遅れなど特別な支援を必要とする子どもに対して保育士等を配置するほか、外国にルーツを有する子どもや保護者と円滑なコミュニケーションが図れるよう翻訳機を配置します。

◆保育所等における ICT 導入及び保育支援者配置の促進

保育士等の事務等の負担軽減や保育環境の向上を図るため、保育所等での保育士支援システムの活用を進めるとともに、園内清掃や玩具の消毒等の保育周辺業務を担う保育支援者を配置します。



<幼保連携型認定こども園>



<保育コンサルジュ>

【指標】

| 指標名 | 令和元年度実績値 | 令和7年度目標値 |
|--------------------|----------|----------|
| 特別支援保育の指定園及び実施園の園数 | 45 園 | 50 園 |
| 保育士と求人園のマッチング件数 | 131 件 | 150 件 |

取り組みの柱 Ⅱ.1-(2)

幼児教育・保育従事者研修の充実

多様化する幼児教育・保育ニーズに柔軟に対応するため、幼児教育・保育従事者に対して研修会や講演会等を開催し、幼児教育・保育の質の向上を図ります。

【現況と課題】

- 平成 29 年に改訂された保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、幼稚園教育要領に基づく質の高い幼児教育・保育を実践していく必要があります。
- 令和元年 10 月からスタートした幼児教育・保育の無償化に伴い認可外保育施設が無償化の対象として加えられていることから、認可外保育施設の保育の質の向上を図る必要があります。

【主な取り組み】

◆幼児教育・保育従事者研修等の機会の確保

多様化する幼児教育・保育ニーズに対応するため、保育士等に求められる保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、幼稚園教育要領への理解を深めるとともに、実践へとつなげることができるよう、日々の教育・保育の実施の中における OJT 研修や外部講師等による研修等の機会を確保します。

◆巡回支援指導員による幼児教育・保育従事者に対する相談・助言等の支援

保育サービスの質の向上を図るため、巡回支援指導員を配置し、幼児教育・保育従事者に対して幼児教育・保育の実践に関する助言や相談などの支援を行います。

◆認可外保育施設に対する立入調査及び指導監督の充実

厚生労働省が定める認可外保育施設指導監督基準を満たす施設を増やすため、認可外保育施設への立入調査や指摘事項の改善状況調査を実施し、保育従事者に対して留意すべき事項や、重大事故防止に関する指導及び助言を行います。

【指標】

| 指標名 | 令和元年度実績値 | 令和7年度目標値 |
|-------------------------|----------|----------|
| 幼児教育・保育従事者に対する研修の延べ受講者数 | 3,221 人 | 3,350 人 |
| 認可外保育施設指導監督基準を満たす施設数 | 15 施設 | 35 施設 |
| 巡回支援指導員の訪問園数 | — | 106 園 |

取り組みの柱 Ⅱ.1-(3)

幼保連携型認定こども園の整備

幼児教育・保育の機能と環境の向上を図るため、幼保連携型認定こども園の老朽化した園舎等の整備を行うとともに、地域的なバランス等を考慮し、幼稚園等から幼保連携型認定こども園に移行するための整備を促進します。

【現況と課題】

- 公立こじか保育園を平成 29 年 4 月から幼保連携型認定こども園へ移行するとともに、法人保育所や幼稚園から幼保連携型認定こども園への移行を促進しています。
- 核家族化や共働き家庭の増加により、0～2 歳児の入園希望が増加傾向にある中、待機児童を発生させないよう、保育需要の変化に対応した受け皿を確保する必要があります。
- 昭和 50 年代に建築された民間保育施設等の園舎等が経年劣化による老朽化が進んでおり、教育・保育環境の改善が必要となっています。

【主な取り組み】

◆幼保連携型認定こども園の整備支援

保護者の就労状況の違いに関わらず、質の高い幼児教育・保育を受けることができるよう、保育に必要な乳児室やほふく室などの施設や設備の工事を実施する法人に対して支援を行い、幼稚園から幼保連携型認定こども園への移行を促進します。

◆老朽化した園舎等のリニューアル支援

子どもたちの安全・安心を確保するため、民間保育施設の園舎について、保育室やトイレなどの教育・保育環境を改善する園舎の大規模改修などを実施する法人に対して支援を行います。

【指標】

| 指標名 | 令和元年度実績値 | 令和 7 年度目標値 |
|----------------|----------|------------|
| 幼保連携型認定こども園の園数 | 19 園 | 27 園 |

取り組みの柱 Ⅱ. 2-(1)

子どもの権利擁護

すべての子どもが健やかに育つことができるよう、また、子ども一人ひとりの人権が尊重され、子どもの権利が保障されるよう、困難に直面する子どもたちの SOS を拾い上げ、児童虐待の未然防止や早期発見に向けた支援体制の充実を図ります。

【現況と課題】

- 増加する児童相談や児童虐待相談に的確かつ迅速に対応できるよう、相談対応体制の強化を図るとともに、学校・地域や子どもと関わる関係機関とのさらなる連携強化が必要です。
- 年々増加している児童虐待の防止や対応のため、関係職員の専門性強化や対応力の向上を図る必要があります。
- 悩みなどを抱える子どもから直接相談を受けられるよう、いつでも安心して相談できる体制を整える必要があります。

【主な取り組み】

- ◆子どもの人権や児童虐待防止に関する啓発活動の実施
児童虐待から子どもを守るため、「児童虐待防止推進月間（11月）」に合わせ、児童虐待防止のシンボルであるオレンジリボンの普及を中心に、市民向けに虐待防止講演会等のイベントやキャンペーンを行うなど、児童虐待防止に関する啓発活動を実施します。
- ◆児童相談所設置の検討を含めた児童相談体制の充実
子どもに関する家庭等からの相談に応じ、子どもが有する問題やニーズなどを的確に捉え、最も効果的な援助を行うため、中核市としての児童相談所設置を含めた児童相談体制について、本市にふさわしいあり方を具体的に検討します。
- ◆要保護児童対策ネットワーク協議会等の開催
要保護児童等の早期の対応や適切な支援を図るため、代表者会議や調整会議を行うとともに、必要に応じて個別ケース検討会議を開催し、関係機関間の情報共有を強化します。
- ◆児童虐待対応に関する連携強化のための研修会の実施
関係機関の理解を促進し、児童虐待の兆候が早期に把握され、対象児童への支援に速やかにつながるよう、児童虐待についての研修等を開催し、関係職員等の専門性や対応力の向上を図ります。
- ◆こども専用相談ダイヤルの周知強化
悩みなどを抱える子どもたちが自ら相談できるよう、市内の小学4年生から高校3年生に啓発カードを配付するなど、子どもの相談に応じるこども相談専用ダイヤルの周知を強化します。

【指標】

| 指標名 | 令和元年度実績値 | 令和7年度目標値 |
|-----------------|----------|----------|
| こども専用相談ダイヤル相談件数 | 51件 | 150件 |

基本政策Ⅲ 生涯学習の推進

- 基本方針 1 多様な学習機会の充実
 - (1) 生涯にわたり活躍するための主体的な学習への支援
 - (2) 生涯学習環境の整備

- 基本方針 2 地域・学校・家庭の協働の推進
 - (1) 地域ぐるみの教育活動の推進
 - (2) 家庭教育支援事業の推進

- 基本方針 3 放課後の学びと交流機会の充実
 - (1) 地域との連携による多様な放課後活動の充実

- 基本方針 4 図書館の充実
 - (1) 図書館サービスの充実
 - (2) 子どもの読書活動の推進
 - (3) 交流と連携の推進

取り組みの柱 Ⅲ. 1-(1)

生涯にわたり活躍するための主体的な学習への支援

人生 100 年時代を迎える中、一人ひとりが生涯にわたり活躍できるよう、主体的に学習することができる機会を充実させ、その学習成果を活用して社会全体の教育力の向上を図ります。

【現況と課題】

- 人生 100 年時代を豊かに過ごすために、一人ひとりが生涯にわたり学び直しや学習成果を生かして活躍できるよう、学習機会の充実を図る必要があります。
- 各世代や時代に合った学習ニーズに対応するため、多種多様な学習機会を提供することができる環境を整える必要があります。

【主な取り組み】

◆市民大学トラムなどによる多種多様な講座の開催

多様化、高度化する学習ニーズに対応するため、趣味教養的な内容をはじめ、自己実現につながる実生活に即した講座、地域の課題発見と課題解決を目的とした講座など、多種多様な内容の市民大学トラムを実施するとともに、高齢者が健康で生きがいをもって生活していくための学習活動や仲間づくりの場となる高齢者セミナーを実施します。

◆市内の大学と連携した講座の開催

大学の専門的な講義を気軽に受講できる場や学び直しの機会を提供するため、市内にある豊橋技術科学大学、愛知大学、豊橋創造大学を会場とし、各大学の専門分野をテーマとした大学連携講座を実施します。

◆地元企業と連携した講座の開催

企業がもつ専門的知識や特色を生かした学習機会を幅広く提供するため、市内の企業が講師となった講座を実施するとともに、企業の地域参加の促進を図ります。

【指標】

| 指標名 | 令和元年度実績値 | 令和 7 年度目標値 |
|---------------|----------|------------|
| 生涯学習講座の延べ参加者数 | 7,991 人 | 10,300 人 |

取り組みの柱 Ⅲ. 1-(2) 生涯学習環境の整備

生涯にわたり活躍するための学びの場として、あらゆる世代が多様な活動を行うことができるよう、生涯学習施設の学習環境を整備します。

【現況と課題】

- 地域の生涯学習の拠点施設である市民館では、あらゆる世代が活動できるよう事業展開を行っていますが、時間に余裕のある高齢者などで利用が固定化されている施設もあり、新たな利用層の獲得が必要となっています。
- 生涯学習事業の広報については紙媒体が中心となっており、情報量や拡散力に限りがあることから、新たな利用層の獲得に向け、より効果的な広報手段の活用が必要となっています。
- 生涯学習施設の老朽化が進んでいるため、計画的な施設の改修、整備が必要です。

【主な取り組み】

- ◆生涯学習施設の計画的な保全工事の実施
利用者の安全の確保と利便性の向上を図るため、老朽化が進む生涯学習施設を計画的に整備するとともに、誰もが利用しやすい施設を目指し市民館へのコミュニティスペースの設置を進めます。
- ◆SNS など新たな広報手段の開始
生涯学習施設の利用を促進するため、従来の広報手段に加え、SNS などの新たな広報手段も活用し、幅広く広報活動を行います。
- ◆新たな利用者の獲得に向けた市民館の利用規制緩和の検討
新たな利用層の獲得のため、市民館では専ら営利に当たる場合の利用を禁止していますが、公民館としての利用が可能な範囲で利用規制の緩和を検討していきます。
- ◆民間活用施設の開設
少子化により利用者の減少や施設の老朽化が進んでいるため、民間活力を導入した少年自然の家のリニューアルに向けた取り組みを進めます。

【指標】

| 指標名 | 令和元年度実績値 | 令和7年度目標値 |
|--------------|----------|------------|
| 地区市民館の利用者満足度 | 85.0% | 90% |
| 地区市民館の利用者数 | 923,860人 | 1,000,000人 |

取り組みの柱 Ⅲ. 2-(1)

地域ぐるみの教育活動の推進

地域住民自身の手により、地域の子どもたちを育てていく気運を高めるため、地域住民が主体となった学習や体験活動を推進するとともに、さまざまな活動を通して未来を担う子どもたちの豊かな人間形成を図ります。

【現況と課題】

- 地域の大人が子どもを育てる場となる「トヨッキースクール」を令和2年度までに25校区で開設しました。
- 家族形態の変化により、世代を超えた交流機会が減少しているため、地域の大人と子どもが交流しながら学び、体験できる機会を増やす必要があります。
- 地域コミュニティの希薄化により、地域の大人が子どもに対して無関心にならないようにするため、子どもに対する見守りや地域で子どもを育てる重要性について、地域住民があらためて感じることができる機会を設ける必要があります。

【主な取り組み】

- ◆「トヨッキースクール」、地域いきいき子育て促進事業の実施
市民が自ら学んだ成果を地域に還元し、お互いの顔が見える関係づくりを促進するため、地域の大人が子どもに対しさまざまな学習や体験活動を行う講座を開催し、地域で子どもを育てる意識の醸成を図ります。
- ◆「地域未来塾ステップ」の実施
家庭での学習が困難であったり、学校に行きづらかったりするなどの事情により、学習の遅れが心配な小・中学生を支援するため、学習指導員と大学生スタッフが学習サポートを行い、学習習慣の定着を図ります。
- ◆青少年交流活動の促進
子どもの豊かな心と創造性を育むとともに、社会を生き抜く力の糧となるよう、親子キャンプ活動や自然体験活動の機会等を提供します。

【指標】

| 指標名 | 令和元年度実績値 | 令和7年度目標値 |
|------------------------|----------|----------|
| 「トヨッキースクール」実施校区数 | 10校区 | 52校区 |
| 「トヨッキースクール」1校区当たりの実施回数 | 21.9回 | 24回 |

取り組みの柱 Ⅲ. 2-(2) 家庭教育支援事業の推進

地域全体で家庭を支えていくことができるよう、学校、家庭、地域がそれぞれの役割を認識し、互いに連携を図りながら、家庭の教育力の向上を図るとともに、将来を担う子どもたちの育成に努めます。

【現況と課題】

- 家庭教育を地域全体で応援する社会的気運を醸成するため、保護者、学校、地域、事業者等の役割や関係者が連携して取り組むことを定めた豊橋市家庭教育支援条例を平成 29 年 3 月に制定しました。
- 庁内関係機関と連携し、さまざまな事業を通じて家庭教育の支援を進めていますが、家庭教育に関心が無い家庭に対してのアプローチ方法や学習機会の提供が課題となっています。

【主な取り組み】

- ◆家庭教育セミナーや子育てお悩み解決塾の開催
家庭教育に関心をもつきっかけづくりとなるよう、家庭教育への関心が乳幼児期に比べ低くなる傾向がある小・中学生の保護者を対象に、地区市民館において家庭教育に関する講演会や親子の体験活動などを実施する、家庭教育セミナーや子育てお悩み解決塾を開催します。
- ◆子育て学習講座や思春期家庭教育講座の開催
より多くの保護者が気軽に学ぶことのできる機会を提供するため、就学時健康診断や入学説明会など小・中学校に保護者が多く集まる機会を活用し、学校と連携した子育て学習講座や思春期家庭教育講座を開催します。

【指標】

| 指標名 | 令和元年度実績値 | 令和 7 年度目標値 |
|---------------|----------|------------|
| 家庭教育支援事業の参加者数 | 4,868 人 | 5,100 人 |

取り組みの柱 Ⅲ. 3-(1)

地域との連携による多様な放課後活動の充実

共働き世帯の増加や、子どもの学力と体力の低下といったさまざまな課題を受け、放課後における児童の過ごし方の充実を図るため、学校の枠を超えて、地域と連携した放課後教育を推進するとともに、子どもたちが安全・安心に過ごすことのできる環境の充実を図ります。

【現況と課題】

- 子どもの学力と体力の向上を目指し、放課後において子どもたちにさまざまな体験活動の機会を提供する必要があります。
- 社会や家庭環境の変化に伴い、児童が安全・安心に過ごすことのできる放課後の居場所に対するニーズが高まっているため、部活動に代わり放課後の子どもたちが学校で過ごす新たな教育環境を整備するとともに、利用を希望するすべての児童が児童クラブに加入できるようにする必要があります。
- 放課後児童の安全・安心な居場所の確保など、放課後のさまざまな課題を解決するためには、学校や児童クラブ、地域が連携して取り組む必要があります。

【主な取り組み】

- ◆「のびるん de スクール」の実施
子どもたちの学力と体力の向上や地域に開かれた学校を目指し、放課後の新たな学びの場として、学校の授業にない体験学習や、専門家によるスポーツ教室等を実施する「のびるん de スクール」を市内すべての小学校において開設します。そして、学校・家庭・地域との連携をより一層進め、児童クラブとも一体的な連携を行い、多彩な学びや交流機会を提供するとともに、子どもたちの健全育成や地域コミュニティの活性化を図ります。
- ◆子どもが放課後を安全・安心に過ごせる居場所の確保
児童クラブの利用を希望する児童が、放課後を安全・安心に過ごせるよう、学校や地域、関係機関と連携を図りながら校区の状況に応じた計画的なクラブ運営を推進します。

【指標】

| 指標名 | 令和元年度実績値 | 令和7年度目標値 |
|--------------------------|----------|----------|
| 「のびるん de スクール」の実施校数 | 2校 ※1 | 52校 |
| 「のびるん de スクール」開催日当たりの参加率 | 60.0% ※2 | 70% |
| 希望する児童が放課後児童クラブを利用できた割合 | 94.5% | 100% |

※1 令和2年度実績値

※2 令和2年度参考値



<のびるん de スクール>

取り組みの柱 Ⅲ. 4-(1)

図書館サービスの充実

図書館の地域の情報拠点としての機能の充実を図るため、電子情報の提供等、ICT を活用したサービスの導入を進めつつ、企画展や講演会の開催など、来館者向けサービスの充実や、市民の関心が高い地域情報の発信を強化します。

【現況と課題】

- 来館者数や新規登録者数が横ばいで推移している中、まちなか図書館の開館によって新たな利用者層を開拓するとともに、近年の利用者ニーズの変化に対応し、継続して利用したくなる図書館サービスを展開していく必要があります。
- 図書の見覧・貸出以外にもデジタルコンテンツを活用したサービスや講演・セミナー等、さまざまな機会を通じた情報発信が必要です。
- 既存施設の老朽化が進んでおり、図書館全体で効果的・効率的なサービスを提供するため、計画的な改修や機能の再配置に取り組む必要があります。
- 幅広い年齢層やライフスタイルの多様化に対応した図書館サービスを提供するため、中央図書館に分館・分室を加えた図書館ネットワーク全体の機能を効果的に運用していく必要があります。

【主な取り組み】

- ◆まちなか図書館を「知と交流の創造拠点」として整備
最も交通の便の良い豊橋駅前地区に、「知と交流の創造拠点」として、まちなか図書館を整備し、図書や人などさまざまな情報源から知識・情報を獲得できるよう、図書館サービスの充実を図ります。
- ◆情報発信機能の強化
図書館から生きた情報をタイムリーに発信するため、本など活字による情報の提供に加え、時事や郷土をテーマにした講座や資料展を開催します。
- ◆ICT を活用した新サービスの充実
利用者の利便性を図るため、IC タグを活用した自動貸出・返却機など、非接触型のサービスを導入するとともに、「とよはしアーカイブ」の掲載資料を増やすなど、インターネットを活用したサービスの拡充を図ります。
- ◆既存施設の改修等施設環境の整備と効果的な機能再配置
既存施設の老朽化や狭あい化が進んでいるため、計画的な修繕・改修を進めるとともに、図書館ネットワーク全体で効果的・効率的な図書館サービスができるよう、機能の再配置を進めます。



<まちなか図書館：2階エントランス（イメージ）>

【指標】

| 指標名 | 令和元年度実績値 | 令和7年度目標値 |
|---------------------|----------|----------|
| 図書館利用満足度 | 79.8 点 | 85 点 |
| インターネットを活用した提供サービス数 | 1,038 点 | 1,700 点 |

取り組みの柱 Ⅲ. 4-(2) 子どもの読書活動の推進

子どもの自主的な読書活動がより一層活発になるよう、発達段階ごとに読書体験を深める機会を提供するとともに、子どもの興味や関心に応じた活動を行うなど、読書への関心を高める取り組みを推進します。

【現況と課題】

- 中・高校生を中心に若年層の図書館利用が低迷しており、各世代のニーズに沿った図書館サービスを提供する必要があります。
- 年齢・学年が上がるにつれて読書から遠ざかる傾向があることから、発達段階ごとの読書習慣の形成に向けた取り組みが必要となっています。
- 子どもの読書への関心を高めるため、図書館、家庭、学校、地域、ボランティアが連携しながら、読書情報の提供や読み聞かせ機会の充実を図る必要があります。
- スマートフォンの普及等、情報環境の変化が子どもの読書環境や学習環境に与える影響を注視し、対応していく必要があります。

【主な取り組み】

◆初めての絵本との出会い事業の推進

幼い頃から本に接する機会を提供するため、ボランティアとの協働により、4か月児健康診査時に読み聞かせ体験と絵本の配付を行うとともに、家庭での継続した読書活動を促すため、親子で絵本を楽しむ「赤ちゃん広場」を開催し、読書への関心を形成します。

◆中・高校生向けの図書館サービスの充実

中・高校生の読書や図書館の取り組みへの関心を高めるため、若年層の興味や関心に応じた本を収集・紹介するなど、ティーンズ向けの資料や情報提供の充実を図るとともに、出前講座やブックトーク、学校と連携したイベントを実施します。

◆学校図書館との連携

学校での読書活動や調べ学習を支援するため、学校図書館司書との情報交換や連携を通して、「授業・学習支援センター」による学校貸出しを推進します。

◆ボランティアの育成と活動支援

子どもの読書活動を支えるボランティアを育成するため、読み聞かせの技術や知識を高めるための講座の開催やボランティア活動への支援を行います。

◆ICTを活用した子ども読書活動の支援

小・中学生が、読書や本、図書館に関する情報を簡単に入手できるよう、学校等で使用するタブレット端末を活用するとともに、時事に合わせたおすすめ本の紹介や調べ学習の支援など読書情報の充実を図ります。



<「赤ちゃん広場」読み聞かせ>

【指標】

| 指標名 | 令和元年度実績値 | 令和7年度目標値 |
|---------------|-----------|-----------|
| 図書館での児童図書貸出冊数 | 553,576 冊 | 600,000 冊 |
| 調べ学習コンクール応募者数 | 390 人 | 400 人 |

取り組みの柱 Ⅲ. 4-(3)

交流と連携の推進

新しい知識や情報、人との出会いを創出する機会を提供するため、まちなか図書館の開館を契機として、身近な公共施設であり豊富な情報資源をもつ図書館という空間を、地域住民が集い、学び合う活動の場とすることで、ふるさと豊橋のまちづくりにつなげます。

【現況と課題】

- 地域の情報拠点である図書館は、図書や郷土資料の貸出・閲覧といった基本的なサービスを提供するだけでなく、地域の交流拠点としての役割も担っていくことが求められています。
- 豊富な情報資源を活用して、生涯学習に役立つ多様な情報を提供し、地域の課題解決を支援していく必要があります。
- 人と人とのつながりが希薄化する中、地域への愛着と誇りがもてるよう、郷土愛やまちづくりの当事者意識を醸成することが期待されています。

【主な取り組み】

◆地域課題の解決支援

地域の情報拠点としての機能強化を図るため、暮らしに役立つ身近な情報から法律や経済等の仕事に役立つ情報など、多種多様な図書資料を収集・提供するほか、データベースや専門書の充実、レファレンス機能の強化を図ることで、地域課題の解決支援に取り組みます。

◆地域の人材と連携した活動の推進

「知」や情報の地域内循環を図るため、地域で活躍する多彩な人材や企業、団体等と連携してトークイベントやセミナー、企画展を開催するとともに、各分野の専門家による講座や講演会を開催し、知的好奇心を高める情報の提供や活動を推進します。

◆多世代・多文化間の交流機会の提供

多文化共生の地域づくりを進めるため、司文庫や多読図書などの外国語関連図書やまちなか図書館に整備するインターナショナルスペースを活用し、多文化理解と交流を推進します。

◆郷土資料等を活用した地域情報の提供

地域への愛着と誇りをもつシビックプライドの醸成を図るため、郷土に関する情報が記載された図書や資料の網羅的な収集・保存に努めるとともに、羽田八幡宮文庫など地域に残る貴重資料を含め、資料展示や講座等に活用し、郷土への関心を高めます。

【指標】

| 指標名 | 令和元年度実績値 | 令和7年度目標値 |
|---------------------|----------|----------|
| 図書館と外部の人材や団体との連携事業数 | 20件 | 45件 |
| レファレンス件数 | 2,111件 | 2,200件 |

基本政策Ⅳ 科学教育の推進

基本方針 1 科学を学び親しむ機会の充実

(1) 科学教育プログラムの充実

基本方針 2 科学教育環境の充実

(1) 科学教育の拠点機能の向上

取り組みの柱 IV. 1-(1)

科学教育プログラムの充実

自然や科学に親しみ、学ぶ機会の充実を図るため、誰もが身近な生きものから宇宙までを学ぶことができ、新しい発見や驚きに出会うことができる質の高い教育プログラムを提供します。

【現況と課題】

- 地球温暖化や生物多様性の損失など、さまざまな地球規模での課題がある中、自然や科学に関する学習機会の必要性が高まっています。
- 時代の変化に合わせた教育プログラムへの対応が求められています。
- 科学教育に携わる職員の資質の向上や充実を図りながら、教育機関、研究機関、関連企業、周辺施設などとの連携と協働を進め、科学教育の推進に向けた取り組みを一体的に行っていく必要があります。
- 質の高い教育プログラムを行うために、学芸員等による調査研究活動を拡充する必要があります。

【主な取り組み】

◆科学教育施設が連携した教育プログラムの実施

誰もが新しい発見や驚きに出会うことができるよう、自然史博物館、視聴覚教育センター・地下資源館、動植物園の連携をより一層進めるとともに、産官学の協力を得ながら、時代の変化に対応したワークショップ等の教育プログラムを提供します。

◆魅力ある科学映像作品の上映

自然や科学への理解や関心を深めるため、自然史博物館の大型映像で魅力ある番組を高画質の3D映像で上映するとともに、視聴覚教育センターのプラネタリウムでドーム映像作品の投映を行い、子どもから大人まで自然や科学を楽しく学ぶことのできる機会の充実を図ります。

◆市民とともに育てる博物館の推進

市民ボランティアとの協働を一層進めるため、ボランティアが活動しやすい環境を整え、市民とともに育てる博物館の実現を推進します。

◆調査研究活動の拡充

博物館の専門性を高めるとともに、教育プログラムの質の向上を図るため、博物館が担う重要な機能の一つである調査研究活動を拡充し、成果を発信します。

【指標】

| 指標名 | 令和元年度実績値 | 令和7年度目標値 |
|-------------------------|----------|----------|
| 大型映像・特別企画展・プラネタリウムの観覧者数 | 89,813人 | 92,000人 |
| 教育プログラムの参加者数 ※ | 37,080人 | 38,000人 |
| 教育プログラムの実施回数 ※ | 1,272回 | 1,300回 |

※大型映像・特別企画展・プラネタリウムを除く

取り組みの柱 IV.2-(1) 科学教育の拠点機能の向上

科学への学習意欲を育む環境を整えるため、自然史博物館、視聴覚教育センター・地下資源館、動植物園の機能を高めるとともに、特色を生かした科学教育の拠点づくりを一体的に推進します。

【現況と課題】

- 自然史博物館の展示室は、展示資料の老朽化・陳腐化や展示機器の経年劣化が進んでいるため、計画的な改装が必要です。
- 収蔵スペースが年々手狭になり、貴重な博物館資料の管理と活用に支障をきたしているため、収蔵環境の充実を図っていく必要があります。
- 視聴覚教育センター・地下資源館の施設の老朽化が著しい中、自然史博物館、動植物園を含め科学教育施設全体のあり方を検討するとともに、施設等の整備方針を決めていく必要があります。

【主な取り組み】

- ◆科学教育施設全体のあり方の検討
誰もがより質の高い科学教育に触れ、学ぶことができる拠点づくりを目指すため、自然史博物館、視聴覚教育センター・地下資源館、動植物園で科学教育施設全体のあり方の検討を進めます。
- ◆新しい生活様式への対応
新型コロナウイルスをはじめとする感染症拡大防止対策として、デジタル技術なども利用した接触部分の少ない新たな体験型展示などを用いて自然や科学の仕組みを学ぶことができるような取り組みを進めます。
- ◆博物館資料の充実と次世代への継承
博物館の価値の向上と科学教育の推進のため、その基盤である博物館資料の充実に努めるとともに、貴重な岩石・鉱物、化石、動植物標本等の博物館資料を将来にわたって適切に管理・保存し、有効に活用できるよう収蔵環境の充実を図ります。

【指標】

| 指標名 | 令和元年度実績値 | 令和7年度目標値 |
|----------------------|----------|----------|
| 自然史博物館の入館者数 | 649,938人 | 655,000人 |
| 視聴覚教育センター・地下資源館の入館者数 | 92,415人 | 100,000人 |



<視聴覚教育センター>



<地下資源館>



<自然史博物館>



<動植物園>

基本政策Ⅴ 子ども・若者の健全育成

基本方針 1 青少年の健全育成

(1) 子ども・若者の健全育成活動の推進

基本方針 2 困難を抱える子ども・若者への支援の充実

(1) 子どもの貧困対策

(2) 子ども・若者の相談支援

取り組みの柱 V. 1-(1)

子ども・若者の健全育成活動の推進

青少年が心身ともに健やかに成長することができるよう、学校、家庭、地域が連携し、見守り活動や啓発活動などの青少年健全育成活動を通して、健全育成に対する意識の醸成を図るとともに、必要とする場合は関係機関につなげるなど青少年を温かく見守る環境を整えます。

【現況と課題】

- 愛知県内における刑法犯少年数は減少傾向にあるものの、市内における数は横ばいで推移しており、街中での声かけ活動等の重要性が増しています。
- スマートフォンや SNS の普及など、青少年を取り巻く環境が大きく変化している中、健全育成の効果的な手法について検討が必要です。
- 青少年の指導、育成、保護等に関して総合的な施策を適切に実施するため、学校、保護者、地域、民間支援団体、警察等で情報共有し、連携した取り組みを進めていく必要があります。

【主な取り組み】

- ◆各小・中学校健全育成会の活動への継続的な支援

市内全域において青少年の健全育成を推進するため、各小・中学校区の健全育成会が行う健全育成に寄与する講演会の開催や見守り活動、啓発活動などに対し支援を行います。
- ◆「青少年健全育成のつどい」の開催

市民への青少年健全育成活動の定着を図るため、健全な青少年の手本となる活躍をした青少年や、青少年健全育成に尽力し貢献した個人・団体を表彰し、講演会を行う「青少年健全育成のつどい」を開催します。
- ◆豊橋市青少年問題協議会の開催

青少年の非行を未然に防ぐため、健全育成に関する効果的な手法の検討や関係機関の情報共有、連携を図る豊橋市青少年問題協議会を開催します。
- ◆「明るい家庭づくり推進大会」の開催

明るく対話のある家庭づくりへの市民意識の向上を図るため、明るい家庭づくりに関する作文・壁新聞の優秀作品の表彰を行う「明るい家庭づくり推進大会」を開催します。
- ◆地域合同補導の実施

各校区における非行につながる具体的な事例などの情報共有によって関係者の相互連携を図るため、少年愛護センターが行う非行防止に向けた地域合同補導を通じて、民生委員・児童委員や PTA 役員等の地域住民に対して、警察 OB 職員による職務経験からの知見を生かした助言等を行い、地域、学校での声かけ活動を強化します。



<健全育成会活動>

【指標】

| 指標名 | 令和元年度実績値 | 令和7年度目標値 |
|---------------|-----------|-----------|
| 青少年健全育成活動参加者数 | 245,494 人 | 268,000 人 |

取り組みの柱 V.2-(1)

子どもの貧困対策

貧困を家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体で課題を解決するという意識を醸成するとともに、子どもが健やかに成長できる環境を整えるため、福祉、教育の関係機関をはじめ地域との連携をさらに深めながら情報を共有し、適切な支援へつなげていきます。

【現況と課題】

- 平成 28 年度に子どものいる家庭の生活実態や課題のほか、経済的な要因が及ぼす影響を把握するために実施した「豊橋市子ども調査」の結果から、約 16 人に 1 人の子どもが貧困の状態にあることがわかりました。
- 経済的な支援の必要な家庭においては、制服などの身のまわりのものへの出費に負担を感じる割合が高くなるとともに、子どもの学習意欲や学習習熟度などが低くなる傾向があるため、子どもが生きていく上で必要となる体験や経験ができる機会の確保が求められています。
- 社会や地域から孤立しがちになり支援が必要な家庭に対して、相談窓口や民生委員・児童委員、公的機関などの利用に関する認知度を上げる必要があります。
- 子どもが心身ともに健やかに成長するために、生活に欠かすことのできない食の支援をする必要があります。

【主な取り組み】

- ◆学生服等のリユース事業への支援
進学に伴う経済的な支援を充実するため、卒業等で使用しなくなった学生服や体操服などの寄附を募り、新たに中学 1 年生となる子どものいる世帯の希望者へ配布を行う事業へ支援をします。
- ◆子どもの居場所づくり活動への支援
市内全域に子どもの居場所づくり活動を普及・定着させるため、子ども食堂や学習支援教室など、地域における子どもの見守りの場となる取り組みを実施している団体間のネットワークの構築をはじめ、新たに開設を検討している団体への支援や相談等を行います。
- ◆フードバンク活動への支援や協力体制の構築
生活の基本となる食に関わる支援の充実を図るため、フードバンク普及促進に関する協定書に基づき、関係機関と連携しながら、経済的な課題や生活等に困難を抱える世帯、施設などへ食品を提供する団体へ支援を行います。
- ◆関係機関をはじめ地域とのさらなる連携の強化
貧困の背景にあるさまざまな要因を把握し、適切な支援につなげるため、各種相談窓口や関係機関、地域との連携を強化します。

<その他の取り組み>

- ◆就学援助制度による支援 <p31>
- ◆「地域未来塾ステップ」の実施 <p50>



<フードバンク活動>

【指標】

| 指標名 | 令和元年度実績値 | 令和7年度目標値 |
|---------------|----------|----------|
| フードバンク利用者の満足度 | — | 80% |
| フードバンク利用件数 | — | 500件 |

取り組みの柱 V. 2-(2)

子ども・若者の相談支援

困難を抱える子ども・若者が社会的に自立できるよう、こども若者総合相談支援センターを拠点に関係機関との連携・協力を図りながら、一人ひとりの状況やライフステージに応じた包括的かつ切れ目のない支援に取り組みます。

【現況と課題】

- 40歳未満の若者及びその家族に対する相談と支援を民間支援団体に委託し、関係機関と連携を図りながら、相談者一人ひとりに寄り添った相談支援を実施しています。
- 不登校やひきこもりなどの理由から進路に悩む中・高校生を支援するため、新たな進路選択につながる取り組みを行う必要があります。
- 子ども・若者相談の新規相談者数は年々増加しており、不登校やひきこもり、親子関係など相談内容は多岐にわたるため、相談者の状況に合わせたきめ細かい対応が必要です。

【主な取り組み】

- ◆子ども・若者支援地域協議会の開催
子ども・若者へのよりよい支援につなげるため、子ども・若者を支援する関係機関で代表者会議や実務者会議を開催し、関係機関間の情報共有を図ります。
- ◆定時制・通信制高等学校合同説明会の開催
さまざまな事情を抱える学生を支援するため、近隣市の定時制・通信制高等学校が一堂に会した進学のための合同説明会を実施します。
- ◆多様な手段による子ども・若者相談の実施
子ども・若者相談の課題の改善や解決のため、電話やメールでの相談をはじめ、来所面談や家庭訪問などあらゆる手段を活用し、充実した相談体制を構築します。

<その他の取り組み>

- ◆「とよはしほっとプラザ」の運営の充実 <p36>

【指標】

| 指標名 | 令和元年度実績値 | 令和7年度目標値 |
|----------------|----------|----------|
| 子ども・若者相談新規相談件数 | 400件 | 510件 |
| 課題解決に結びつけた相談件数 | 302件 | 350件 |

基本政策Ⅵ 美術の振興と歴史文化の継承

基本方針 1 美術博物館の充実

- (1) 美術に親しみ、歴史を学ぶ機会の充実
- (2) 調査研究、学芸活動の推進

基本方針 2 文化財の保護と次世代への継承

- (1) 二川宿の保存と活用
- (2) 文化財を活用し伝える活動の推進

取り組みの柱 VI. 1-(1)

美術に親しみ、歴史を学ぶ機会の充実

人々が心豊かな生活を送るため、国内外の多様な美術作品や歴史資料を紹介する展覧会を開催し、見る喜びと知る楽しさを提供します。

【現況と課題】

- 鑑賞を通じて人々に感動や癒しをもたらすとともに、創造力や思考力、共感力や寛容性などを高め、豊かな人間性を育むことができるよう優れた作品の展覧会・企画展を開催しています。
- 美術博物館を利用したことがない人や場所を知らない人も多くいるため、郷土への関心や理解を深めることができるよう、身近で親しまれる施設となる必要があります。
- 来館者が高齢化傾向にある中、多様なニーズに対応した広く親しまれる施設とするため、家族連れや若い年代が来館する展覧会の開催や教育普及事業の推進が必要です。
- 美術博物館の開館から 40 年以上が経過し、施設や設備の老朽化が著しいため、博物館機能の適正化を図る大規模な改修等が必要です。

【主な取り組み】

- ◆優れた美術作品や歴史資料を紹介する企画展の開催
人々の感性を豊かに育むため、日本や海外の優れた美術作品や貴重な歴史資料を紹介する企画展を開催し、鑑賞を通じて多様な価値観や新たな感動を提供します。
- ◆地域の美術と歴史を紹介するコレクション展の開催
地域の美術や歴史に対する理解と愛着を深めるため、収蔵する美術資料、歴史資料を活用したコレクション展を開催します。
- ◆学校活動として展覧会を鑑賞する機会の提供
子どもたちが本物の作品や資料に触れ、感性や知性を豊かに育むため、小・中学校と連携した鑑賞授業を実施するなど、子どもたちの鑑賞活動や学習活動を展開します。
- ◆インターネットや SNS による情報発信
拡散効果の高い広報活動により集客力を強化するため、ポスター、チラシなど従来の広報媒体に加え、ホームページや SNS による情報発信をより積極的に推進します。
- ◆家族で参加できる教育普及事業の実施
若い世代に親しまれる博物館となるよう、子育て世代の親子や家族連れが気軽に参加できるベビーカートツアーや親子鑑賞会などの教育普及事業を実施します。
- ◆保存・展示機能の適正化
貴重な作品や資料を未来へ継承するため、安全かつ適切に保存・展示を行える環境を整備します。

◆施設の利便性と快適性の向上

誰もが利用しやすい施設であるために、エレベーターや洋式トイレを整備するなど、施設のユニバーサルデザイン化やバリアフリー化を促進します。



<魅力ある企画展>



<ベビーカーツアー>

【指標】

| 指標名 | 令和元年度実績値 | 令和7年度目標値 |
|--------------|----------|----------|
| 企画展の満足度 | 89.7% | 95% |
| 企画展の入場者数 | 66,607人 | 69,000人 |
| コレクション展の入場者数 | 55,580人 | 58,000人 |

取り組みの柱 VI. 1-(2) 調査研究、学芸活動の推進

優れた美術作品と触れ合う機会の充実を図るため、地域の美術や歴史に関する資料を調査、研究、収集、保管し、展示や教育普及活動を通じて成果を広く発信します。

【現況と課題】

- 貴重な資料を市民の共有財産として後世へ継承するため、情報収集を行い、調査、研究、収集、保管を継続的に行うことが必要です。
- 学芸活動や博物館運営の充実と発展のため、学芸員の資質の向上を図ることが必要です。
- 地域の美術や歴史への関心や理解を広めるため、学芸員や友の会、ボランティアなどが連携して美術や歴史に親しむ機会を充実させることが必要です。

【主な取り組み】

- ◆**収蔵資料や研究成果を基盤とする展覧会の開催**
学芸員の調査研究活動や資料収集活動の成果を発信するため、収蔵資料や研究成果を活用したコレクション展や企画展を開催します。
- ◆**展覧会や収蔵資料に関連する講座やワークショップ等の開催**
美術や歴史に対する親しみと理解を深めるため、展覧会や収蔵資料に関連する講座やワークショップなど教育普及活動を行い、市民の自己実現や生涯学習に役立てます。
- ◆**収蔵資料や研究成果の提供及び他館との相互交流**
広く芸術を振興するため、他館との共同企画展や他館が主催する展覧会・事業へ、収蔵資料や研究成果を提供するとともに、博物館活動や調査研究を通じた相互交流を図ります。
- ◆**学芸員の研修会等への派遣**
学芸員の知識・能力・技術の向上を図るため、学芸員を企画展示や保存科学、教育普及などに関する専門研修会等へ派遣します。
- ◆**美術や歴史に関わる市民との連携**
地域の芸術文化活動を促進するため、友の会、ボランティアなど美術や歴史に関わる市民と連携し、展覧会の魅力や市民の共有財産である収蔵資料の価値を伝える活動を推進します。
- ◆**学校連携と教育普及の推進**
子どもたちの感性や想像力、郷土愛を育てるため、学校との連携を図りながら、学芸員によるアウトリーチ活動を通じて歴史教育や美術教育の普及を推進します。



<ワークショップ>



<ギャラリートーク>

【指標】

| 指標名 | 令和元年度実績値 | 令和7年度目標値 |
|-------------|----------|----------|
| 教育普及事業の参加者数 | 1,812人 | 1,900人 |
| 資料の活用点数 | 362点 ※ | 400点 |

※平成26年度～平成30年度平均値

取り組みの柱 VI. 2-(1)

二川宿の保存と活用

本陣、旅籠屋、商家が残る全国唯一の宿場町である二川宿への関心を高めるため、地域住民と一体となった PR 活動や文化財保護活動を推進します。

【現況と課題】

- 貴重な歴史資源である、二川宿本陣、旅籠屋「清明屋」、商家「駒屋」を良好に維持管理していくための、長期的保存計画が必要です。
- イベントや講座を担う人材が固定化されている中、継続して二川宿を全国に PR していくため、市と協働する地域住民や若い世代の人材を広く募る必要があります。

【主な取り組み】

- ◆文化財建造物の長期的保存計画の作成と年次ごとの修繕の実施
貴重な歴史資源を常に良好な状態で保存・継承するため、長期的な保存計画を作成し、年次ごとの修繕を進めます。
- ◆二川宿本陣資料館と商家「駒屋」が連携した魅力的な行事の開催
二川宿を全国に PR するため、ひなまつりをはじめとした五節句などの行事を、二川宿本陣資料館と商家「駒屋」が連携し、地域住民と協働して開催します。
- ◆地域住民と協働したイベントの開催
地域住民の文化財保護意識を高めるとともに、継承していく若い世代の参画につなげるため、地域全体で取り組むイベントである「大名行列」、「灯籠で飾ろう二川宿」などを開催します。



<二川宿本陣「ひなまつり」>

【指標】

| 指標名 | 令和元年度実績値 | 令和7年度目標値 |
|----------------------------|----------|----------|
| 二川宿を中心に開催する行事の参加者数 | 41,000 人 | 43,000 人 |
| 二川宿本陣資料館と商家「駒屋」の講座・イベント開催数 | 146 回 | 160 回 |

取り組みの柱 VI. 2-(2)

文化財を活用し伝える活動の推進

文化財を後世に守り伝える活動を推進するため、調査研究を進めることで文化財の価値を見出し、文化財の新指定や昇格指定を行うとともに、文化財がもつ固有の魅力に基づいた史跡整備や展覧会など、ハード・ソフト両面での積極的な活用を図ります。

【現況と課題】

- 魅力ある文化財を保存し、継承するとともに、これを計画的に活用することが求められています。
- 葦毛湿原や吉田城址などの文化財について整備や調査をすることで再評価を行い、新たな魅力を創出する必要があります。
- ボランティア参加者の高齢化が進んでおり、文化財保護の新たな担い手の確保が必要です。

【主な取り組み】

- ◆文化財保存活用地域計画の策定
文化財を保護し継承するため、文化財保存活用地域計画を策定して地域や分野ごとに文化財の価値を再評価し、地域の活性化と文化財保護の強化を図ります。
- ◆文化財に関する調査研究の推進
文化財の価値づけを進めるため、遺跡の保存と活用を目的とする確認調査を実施するとともに、文化財全般の調査研究を積極的に推進します。
- ◆馬越長火塚古墳群や瓜郷遺跡、吉田城址などの整備活用の推進
文化財の新たな魅力を創出するため、国指定史跡の馬越長火塚古墳群や瓜郷遺跡、市民の関心が高い吉田城址、本市を代表する天然記念物の葦毛湿原などを対象に、整備と活用を進め、本市の魅力を伝える文化財の価値を高め、教育だけでなくまちづくりや観光にも活用します。
- ◆市民への歴史情報の提供
文化財の保護に対する市民意識の向上を図るため、文化財センター企画展示、歴史シンポジウム、講演会、体験講座や文化財の現地説明会などを通じて、最新の情報を市民に発信します。
- ◆文化財を守り伝えるボランティアの育成
文化財保護の新たな担い手を育成するため、豊橋市文化財サポーターや豊橋湿原保護の会など、文化財を主体的に守り伝えるボランティアを養成します。

【指標】

| 指標名 | 令和元年度実績値 | 令和7年度目標値 |
|-----------------|----------|----------|
| 文化財サポーターの延べ活動人数 | 329人 | 350人 |
| 講座・講演会等の回数 | 16回 | 20回 |

5 推進にあたって

「学ぶなら豊橋」となるよう、「人づくり No.1 のまち」を目指し、魅力ある教育を以下の方針で進めます。

(1) SDGs の視点を取り入れた教育活動の推進

持続可能な社会を実現するには、現代社会におけるさまざまな問題を、自らの問題として主体的に捉え、身近なところから取り組んでいくことが大切です。これまでに「持続可能な開発のための教育 (ESD)」の一環として進めてきた環境教育をはじめ、国際理解や福祉、防災など SDGs との関係性を意識した教育活動を学校や地域の特色を生かしながら推進します。

(2) 推進の体制

取り組みの柱に掲げる事業を総合的かつ計画的に推進するため、子育て支援、福祉、健康、文化、スポーツ、産業など教育に深く関連する部局との連携体制を強化します。

また、取り組みの成果向上をより一層図るため、学校、家庭、地域、企業、ボランティア団体など多様な関係者と連携・協働して事業を展開します。

(3) 効果の検証

本計画の効果の検証は、本市がこれまでに取り組んできた行政評価の仕組みを活用するとともに、あらかじめ設定した指標の実績や取り組み内容の進捗状況をもとに検証します。

さらに、検証した結果に基づき、個々の事業について毎年、必要に応じて見直しや改善を行います。

(4) 魅力ある学校づくりの推進

児童生徒数が減少することに伴い、全学年においてクラス替えのできない学校が増加する中、保護者からは、子どもたちが一定の集団生活を通じて切磋琢磨することができる教育環境や、一人ひとりに寄り添ったきめ細かな教育内容が求められています。

こうしたことを背景に教育委員会では、学校教育の主役である子どもたちにとって真に望ましい教育環境を確保することを最優先に、通学区域にとらわれず希望する学校に通うことができる特認校制度の活用などにより、複式学級となることは回避し、学校規模の適正化を図ります。

推進にあたっては、学校は地域のコミュニティの核であることから、本市のまちづくりの考え方と整合を図りながら、今後の教育環境の望ましいありようについて、保護者、地域住民、学校とあらゆる方策について議論し、「学ぶなら豊橋」と言われるような人を呼び込むきっかけとなる魅力ある学校づくりを推進します。

附属資料

1 第2次豊橋市教育振興基本計画策定会議

(1) 設置要綱

第2次豊橋市教育振興基本計画策定会議設置要綱

(目的)

第1条 豊橋市教育委員会は、教育基本法(平成18年法律第120号)第17条第2項の規定に基づき、第2次豊橋市教育振興基本計画(以下「基本計画」という。)を策定するため、第2次豊橋市教育振興基本計画策定会議(以下「策定会議」という。)を設置する。

(策定会議)

第2条 策定会議は、別表第1に掲げる職にある者を会長及び委員として組織する。

2 策定会議の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 基本計画の策定に関する重要事項の調査検討及び調整。

(2) 基本計画の策定の立案。

(3) その他計画策定に必要な事項の検討。

3 策定会議は、会長が招集し、会務を総理する。

4 策定会議は、必要と認めたときは関係職員の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(有識者会議)

第3条 策定会議の下に、基本計画の策定に関する意見を求めることを目的とする有識者会議を置き、別表第2に掲げる職にある者を委員として組織する。

2 有識者会議は、会長、副会長を置く。

3 会長は、委員の互選とし、副会長は、会長が指名する。

4 有識者会議は、会長が招集し、会務を総理する。

5 有識者会議は、必要と認めたときは関係職員の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(幹事会)

第4条 策定会議の下に、基本計画の策定に関する必要事項の調査検討及び調整をすることを目的とする幹事会を置き、別表第3に掲げる職にある者をもって組織する。

2 幹事会は、会長が招集し、会務を総理する。

3 幹事会は、必要と認めたときは関係職員の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から基本計画策定の日までとする。

(庶務)

第6条 策定会議の庶務は、教育部教育政策課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、策定会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和2年5月15日から施行し、計画の策定をもってその効力を失う。

別表第 1

| 職名 | |
|----|--------------|
| 会長 | 豊橋市教育委員会教育長 |
| 委員 | 豊橋市総務部長 |
| 〃 | 豊橋市財務部長 |
| 〃 | 豊橋市企画部長 |
| 〃 | 豊橋市市民協創部長 |
| 〃 | 豊橋市文化・スポーツ部長 |
| 〃 | 豊橋市こども未来部長 |
| 〃 | 豊橋市総合動植物公園長 |
| 〃 | 豊橋市教育委員会教育部長 |

別表第 2

| 所属団体等 |
|-----------------|
| 豊橋市立小中学校長会（中学校） |
| 豊橋市立小中学校長会（小学校） |
| 豊橋市社会教育審議会 |
| 豊橋市美術博物館協議会 |
| 豊橋市内高等学校 |
| 豊橋市小中学校PTA連絡協議会 |
| 豊橋市自治連合会 |
| 学識経験者 |
| 豊橋市教育委員会 |

別表第 3

| 職名 | | | |
|-----|-----------------|----|---------------------------------|
| 幹事長 | 教育部長 | 幹事 | 市民協創部 多文化共生・国際課長 |
| 幹事 | 教育部 教育政策課長 | 〃 | 文化・スポーツ部 図書館長 |
| 〃 | 教育部 学校教育課長 | 〃 | こども未来部 こども未来政策課長 |
| 〃 | 教育部 保健給食課長 | 〃 | こども未来部福祉事務所 こども家庭課長 |
| 〃 | 教育部 生涯学習課長 | 〃 | こども未来部福祉事務所 こども若者総合相談支援センター長 |
| 〃 | 教育部 美術博物館長 | 〃 | こども未来部福祉事務所 保育課長 |
| 〃 | 教育部 科学教育センター事務長 | 〃 | 総合動植物公園 自然史博物館長 |

(2) 委員名簿

第2次豊橋市教育振興基本計画策定会議

| 役職 | 職名 |
|----|-----------|
| 会長 | 教育長 |
| 委員 | 総務部長 |
| 〃 | 財務部長 |
| 〃 | 企画部長 |
| 〃 | 市民協創部長 |
| 〃 | 文化・スポーツ部長 |
| 〃 | こども未来部長 |
| 〃 | 総合動植物公園長 |
| 〃 | 教育部長 |

第2次豊橋市教育振興基本計画有識者会議

| 役職 | 氏名 | 団体名 |
|-----|--------|-----------------|
| 会長 | 木下 智弘 | 豊橋市立小中学校長会 |
| 副会長 | 大谷 順子 | 豊橋市社会教育審議会 |
| 委員 | 守田 雅一 | 豊橋市立小中学校長会 |
| 〃 | 飯田 祐二 | 豊橋市美術博物館協議会 |
| 〃 | 高畑 尚弘 | 愛知県立時習館高等学校 |
| 〃 | 菅原 直子 | 豊橋市小中学校PTA連絡協議会 |
| 〃 | 橋本 平 | 豊橋市自治連合会 |
| 〃 | 木之下 隆夫 | 愛知大学 |
| 〃 | 家田 健吾 | 豊橋市教育委員会 |
| 〃 | 大林 利光 | 豊橋市教育委員会 |

第2次豊橋市教育振興基本計画幹事会

| 役職 | 職名 | 役職 | 職名 |
|-----|-------------|----|------------------|
| 幹事長 | 教育部長 | 幹事 | 多文化共生・国際課長 |
| 幹事 | 教育政策課長 | 〃 | 図書館長 |
| 〃 | 学校教育課長 | 〃 | こども未来政策課長 |
| 〃 | 保健給食課長 | 〃 | こども家庭課長 |
| 〃 | 生涯学習課長 | 〃 | こども若者総合相談支援センター長 |
| 〃 | 美術博物館長 | 〃 | 保育課長 |
| 〃 | 科学教育センター事務長 | 〃 | 自然史博物館長 |

2 策定経過

| 年 月 日 | 事 項 |
|-------------|---|
| 令和2年4月23日 | 教育委員会 定例会 |
| 5月28日 | 第1回第2次豊橋市教育振興基本計画策定会議 ○計画の基本的な考え方について |
| 5月28日 | 教育委員会 定例会 |
| 6月 2日 | 第1回第2次豊橋市教育振興基本計画有識者会議 ○計画の基本的な考え方について |
| 6月15日 | 総合教育会議 |
| 6月18日 | 第1回第2次豊橋市教育振興基本計画幹事会 |
| 6月30日 | 教育委員会 定例会 |
| 7月 1日 | 第2回第2次豊橋市教育振興基本計画策定会議 ○第2次豊橋市教育振興基本計画の策定について ○豊橋市教育振興基本計画改訂版総括について |
| 7月 9日 | 第2回第2次豊橋市教育振興基本計画幹事会 |
| 7月14日 | 第2回第2次豊橋市教育振興基本計画有識者会議 ○第2次豊橋市教育振興基本計画の策定について ○豊橋市教育振興基本計画改訂版総括について |
| 7月29日 | 教育委員会 定例会 |
| 8月18日 | 市議会福祉教育委員会 ○第2次豊橋市教育振興基本計画の策定について ○豊橋市教育振興基本計画改訂版総括について |
| 8月18日 | 教育委員会 定例会 |
| 9月 7日 | 総合教育会議 |
| 9月25日 | 第3回第2次豊橋市教育振興基本計画策定会議 ○第2次豊橋市教育振興基本計画(素案)について |
| 10月12日 | 第3回第2次豊橋市教育振興基本計画有識者会議 ○第2次豊橋市教育振興基本計画(素案)について |
| 11月20日 | 第4回第2次豊橋市教育振興基本計画策定会議 ○第2次豊橋市教育振興基本計画(素案)について |
| 12月23日 | 教育委員会 定例会 |
| 令和3年1月19日 | 市議会福祉教育委員会 ○第2次豊橋市教育振興基本計画(素案)について |
| 1月21日～2月20日 | パブリックコメント |
| 3月30日 | 教育委員会 定例会 |

3 用語説明

あ

IC タグ

図書に IC タグを貼付することで、従来のバーコードでは対応できない複数データの一括処理や正確な資料管理などが可能となり、利用者へのサービス向上と図書館業務の作業効率化を図ることができる。

IoT

Internet of Things の略。建物、電化製品、自動車、医療機器など、多種多様な「モノ」がインターネットに接続することによって実現する新たなサービス、ビジネスモデル、またはそれを可能とする要素技術の総称。

ICT

Information and Communication Technology の略。情報・通信に関連する技術一般の総称。これまで使われてきた「IT (Information Technology)」に、コミュニケーションが具体的に表現されている。

新しい生活様式

新型コロナウイルスの感染拡大を抑止するため、感染症対策に通じる所作を日常生活に織り込んだ、新しい生活の仕方のこと。

い

ESD (持続可能な開発のための教育)

Education for Sustainable Development の略。環境や平和、人権などの課題解決につながる価値観や行動を生み出し、持続可能な社会づくりを目指す教育。

イマージョン教育

身につけたい言語を用いて教科を学び、その言語に浸りきった状態で、言語を習得することを目指す指導方法。

え

AI

人間が持っている、認識や推論などの能力をコンピュータでも可能にするための技術やソフトウェア、コンピュータシステムの総称。人工知能とも呼ぶ。

ALT (外国人英語指導員)

Assistant Language Teacher の略。小中学校の英語の授業で、教員の指導の補助を行う。

SNS

Social Networking Service の略。交友関係を構築する Web サービスのひとつ。

お

SDGs（持続可能な開発目標）

Sustainable Development Goals の略。平成 27 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記された、平成 28 年から令和 12 年までの国際目標。

エピペン

アナフィラキシーショックを起こす危険性が高く、万が一の場合に直ちに医療機関での治療が受けられない状況下にいる者に対し、事前に医師が処方する自己注射薬。

か

OJT

On the Job Training の略。日常の業務を遂行する中で、職場の上司や先輩が、部下や後輩を意図的・計画的・継続的に指導・育成し、必要な資質・能力を身につけさせること。

学習指導要領

全国のどの地域で教育を受けても一定の水準の教育を受けられるようにするため、文部科学省が学校教育法等に基づき定めたもの。時代の変化や子どもたちの状況、社会の要請等を反映させるため、約 10 年ごとに改訂される。

き

キャリア教育

社会の変化に対応していく能力や、主体的に自己の進路を選択・決定できる能力を養い、社会人・職業人として自立するための生き方教育。

教科担任制

教科ごとに担当する教員が替わる指導形態。小学校では、基本的に学級担任がすべての教科の授業を担当するが、本市では一部教科担任制を導入している。

く

くすのき相談センター

地域における特別支援教育のセンター的機能を果たすため、地域支援推進員が配置され、教育相談、教員向けセミナー及び就労支援を行っている。

こ

校務支援システム

平成 28 年度に近隣市と共同導入した、児童生徒の情報資産を高いセキュリティ環境下で管理できるシステム。校務の情報化により、教職員間の必要な情報の共有や校務の負担軽減を図ることができる。

こども若者総合相談支援センター（ココエール）

すべての子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、相談全般から専門的な支援まで、継続的な相談援助を行うとともに、困難を抱える子ども・若者が円滑な社会生活を営むことができるよう必要な情報の提供や助言を行う拠点施設。

子ども食堂

地域住民などが主体となり、無料または低料金で子どもや保護者たちに食事を提供するコミュニティの場。

コミュニティ・スクール

保護者代表や地域住民等から構成される学校運営協議会を学校に設置し、学校と地域が力を合わせて学校運営に取り組む仕組み。

授業・学習支援センター

教育会館を拠点に、市の教育資産を管理するとともにさまざまな資料や情報の提供を行い、子どもの調べ学習や教員の授業づくりなどをサポートする。

主体的・対話的で深い学び

特定の指導方法ではなく、学習活動を通して各教科・領域の「見方・考え方」を働かせて深い学びを目指す授業改善のための視点。

小中一貫教育

小・中学校が、目指す子ども像等を共有し、9年間を通じた系統的な教育を行うもの。

小中高特連携教育推進協議会

豊橋市内の小・中学校及び高等学校、特別支援学校における教育活動の連携と系統化を図るため、平成20年度に発足。特定の教科毎に分科会を設置して活動を行う。

新型コロナウイルス

コロナウイルスの一種。コロナウイルスには、「重症急性呼吸器症候群（SARS）」や平成24年以降発生している「中東呼吸器症候群（MERS）」ウイルスなどが含まれる。新型コロナウイルスは、一般的に飛沫や接触で感染する。

人生100年時代

100歳まで人生が続くことが当たり前となる時代のこと。人生100年時代には、高齢者から若者まで、すべての人が元気に活躍し、安心して暮らすことができる社会をつくることが重要な課題となっている。

スクールアシスタント

外国人児童の多い学校で、国際教室担当教員の補助、保護者の通訳、連絡文書の翻訳などを行う。

スクールソーシャルワーカー

不登校や虐待、ネグレクトなど、児童生徒が抱える問題に対し、社会福祉の視点から支援体制を構築し問題の解決を図る専門職。

ち

地域未来塾ステップ

退職教員や大学生スタッフが、不登校や経済的な事情により学習習慣が十分に身につけていない小・中学生の学習支援を行う。

超スマート社会（Society5.0）

サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の新たな社会（Society）を指すもの。第5期科学技術基本計画において日本が目指すべき未来社会の姿として政府より提唱された。

て

ティーム・ティーチング

複数の教員が役割を分担し、協力し合いながら指導計画を立て、授業において子どもたちを指導すること。

と

特認校制度

小規模の小学校に、居住地にかかわらず通うことができる制度。学校では、ゆったりとした環境の中で、さまざまな特色ある体験活動などを通して、少人数の良さを生かした教育を受けることができる。

トヨッキースクール

土日等休日を中心に、地域ぐるみの教育活動を実践する機会の提供や地域の人材を発掘することを目的とした取り組み。

とよはしアーカイブ

豊橋市図書館が所蔵する郷土資料を中心に資料をデジタル化し、インターネットで公開しているデータベース。

とよはし版 GIGA スクール

子どもたちの可能性を引き出し、学習効果を高めることができるよう、国の GIGA スクール構想を基に、1人1台配備するタブレット端末を有効活用し、豊橋独自の協働的な学習や個別最適化学習を進めること。

とよはしほっとプラザ

不登校に悩む子どもが、学校復帰に向けて通うことのできる教室。中央、東、西の3か所が開設されており、学習や運動など、時間割を決めて活動を行っている。仲間にもまれ、ほっとできる場所にしたいという願いから、旧「麦笛ひろば」を名称変更した。

に

にじの子相談室

特別な支援の必要な子どもたちの個のニーズに応じた支援方法や就学、進路などの教育相談を行う機関。必要に応じて心理判定員による発達検査と面談相談も行う。

の

認可外保育施設指導監督基準

児童福祉法に基づき、認可外保育施設における児童の処遇等の保育内容、保育従事者数、施設設備等について、効果的な指導監督を図ることを目的として、厚生労働省が定めたもの。

は

のびるん de スクール

放課後の新たな学びの場として、すべての児童を対象に学校の授業にはないさまざまな体験活動を行い、子どもたちの好奇心を伸ばしたり、潜在能力を発掘したりすることを目的とした取り組み。

ふ

ハイパーQU

学校生活における個々の児童生徒数の意欲や満足度、学級集団の状態を測定するアンケート。

フードバンク

個人や企業から寄贈された食品を、支援が必要な世帯や団体などへ無償で提供する活動。

プログラミング教育

プログラミング的思考を育むことをはじめ、プログラムの働きやよさに気づくこと、各教科等での学びをより確実なものとするなどを目指す教育。

文化財保存活用地域計画

地域の文化財を総合的に把握して将来へ守り伝えるために、市町村が策定する文化財の保存・活用についての基本方針を示した計画。計画に基づき、文化財の活用を通して地域の活性化を図ることができる。

ほ

保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、幼稚園教育要領

保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園における全国的な水準を確保するため、国が法令に基づき定めている大綱的基準。保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園に共通する「幼児教育のあり方」を明確にするとともに、乳児からの発達や学びの連続性、幼児教育と小学校以上の学校教育で共通する力を育成していくことが明示されている。

ま

まちなか図書館

豊橋駅から徒歩5分の距離に新たに整備する分館。図書館としての基本的な機能をもちつつ、「知と交流の創造拠点」として、活字の情報だけでなく、人と人との交流によって生きた情報を発信する場を目指す。[開館予定：令和3年11月下旬]

よ

幼保連携型認定こども園

幼稚園と保育所の機能や特長をあわせもち、地域の子育て支援も行う施設。

わ

ワークライフバランス

仕事と生活の調和。一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。

第2次豊橋市教育振興基本計画

令和3年3月30日 発行

編集・発行 豊橋市教育委員会©
〒440-8501 豊橋市今橋町1
TEL (0532) 51-2819
FAX (0532) 56-5104

E-MAIL kyoikuseisaku@city.toyohashi.lg.jp

URL <https://www.city.toyohashi.lg.jp/3946.htm>



■表紙掲載写真 豊橋市の花「つつじ」